

三重県公共工事共通仕様書

平成30年7月一部改正

◆総目次	P 1
◆第 1 編 共通編	P 2 ~ P 13
◆第 2 編 河川・水路編	P 14 ~ P 15
◆第 4 編 砂防・地滑り防止編	P 16
◆第 6 編 道路編	P 17 ~ P 30
◆第 1 1 編 水道・工業用水道編	P 31
◆建設工事施工管理（案）	P 32 ~ P 46

三重県

総目次 【分冊1】 【分冊2】 共通

現 行	一 部 改 正	備 考
<p>【分冊1】</p> <p>第1編 共通編（<u>公共事業運営課</u>）</p> <p>第2編 河川・水路編（河川課、<u>流域管理課</u>）</p> <p>第3編 海岸編（港湾・海岸課）</p> <p>第4編 砂防・地滑り防止編（防災砂防課、<u>流域管理課</u>）</p>	<p>【分冊1】</p> <p>第1編 共通編（<u>技術管理課</u>）</p> <p>第2編 河川・水路編（河川課）</p> <p>第3編 海岸編（港湾・海岸課）</p> <p>第4編 砂防・地滑り防止編（防災砂防課）</p>	<p>担当課の修正</p>

第1編 共通編

現 行	一 部 改 正	備 考
<p>第1章 総則 (P1-1)</p> <p>1-1-1 適用</p> <p>4. 優先事項</p> <p>契約書に添付されている図面、特記仕様書及び工事数量総括表に記載された事項は、この共通仕様書に優先する。</p> <p>5. 設計図書間の不整合</p> <p>特記仕様書、図面、工事数量総括表の間に相違がある場合、または図面からの読み取りと図面に書かれた数字が相違する場合、受注者は監督員に確認して指示を受けなければならない。</p>	<p>第1章 総則 (P1-1)</p> <p>1-1-1 適用</p> <p>4. 優先事項</p> <p>契約図面、特記仕様書及び工事数量総括表に記載された事項は、この共通仕様書に優先する。</p> <p>5. 設計図書間の不整合</p> <p>特記仕様書、契約図面、工事数量総括表の間に相違がある場合、または契約図面からの読み取りと契約図面に書かれた数字が相違する場合、受注者は監督員に確認して指示を受けなければならない。</p>	<p>国土交通省の改定による</p>
<p>1-1-2 用語の定義 (P1-2～5)</p> <p>4. 設計図書</p> <p>設計図書とは、仕様書、図面、工事数量総括表、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。</p> <p>[略]</p> <p>7. 特記仕様書</p> <p>特記仕様書とは、共通仕様書を補足し、工事の施工に関する明細または工事に固有の技術的要求を定める図書をいう。</p> <p><u>なお、設計図書に基づき監督員が受注者に指示した書面及び受注者が提出し監督員が承諾した書面は、特記仕様書に含まれる。</u></p> <p><u>(新規)</u></p> <p>8. 現地説明書</p> <p>～ (番号振替)</p> <p>24. 情報共有システム</p> <p>25. 書面</p> <p>書面とは、手書き、印刷物等による工事打合せ簿等の工事帳票をいい、発行年月日を記載し、署名または押印したものを有効とする。ただし、情報共有システムを用いて作成及び提出等を行った工事帳票については、署名または押印がなくても有効とする。</p> <p>なお、緊急を要する場合は、ファクシミリまたはEメールにより伝達できるものとするが、後日有効な書面と差し替えるものとする。</p> <p>26. 工事写真</p> <p>～ (番号振替のみ)</p> <p>53. JAS規格</p>	<p>1-1-2 用語の定義 (P1-2～5)</p> <p>4. 設計図書</p> <p>設計図書とは、仕様書、契約図面、工事数量総括表、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。</p> <p>[略]</p> <p>7. 特記仕様書</p> <p>特記仕様書とは、共通仕様書を補足し、工事の施工に関する明細または工事に固有の技術的要求を定める図書をいう</p> <p>8. 契約図面</p> <p>契約図面とは、契約時に設計図書の一部として、契約書に添付されている図面をいう。</p> <p>9. 現地説明書</p> <p>～ (番号振替)</p> <p>25. 情報共有システム</p> <p>26. 書面</p> <p>書面とは、手書き、印刷物等による工事打合せ簿等の工事帳票をいい、発行年月日を記載し、署名または押印したものを有効とする。ただし、情報共有システムを用いて作成され、指示、承諾、協議、提出、報告、通知が行われた工事帳票については、署名または押印がなくても有効とする。</p> <p>なお、緊急を要する場合は、ファクシミリまたはEメールにより伝達できるものとするが、後日有効な書面と差し替えるものとする。</p> <p>27. 工事写真</p> <p>～ (番号振替のみ)</p> <p>54. JAS規格</p>	<p>国土交通省の改定による</p>

第1編 共通編

現 行	一 部 改 正	備 考
<p>1-1-3 設計図書の照査等 (P1-5)</p> <p>2. 設計図書の照査</p> <p>受注者は、施工前及び施工中において、自らの負担により契約書第18条第1項第1号から第5号に係る設計図書の照査を行い、該当する事実がある場合は、監督員にその事実が確認できる資料を書面により提出し、確認を求めなければならない。</p> <p>なお、確認できる資料とは、現地地形図、設計図との対比図、取合い図、施工図等を含むものとする。また、受注者は、監督員から更に詳細な説明または書面の追加の要求があった場合は従わなければならない。</p>	<p>1-1-3 設計図書の照査等 (P1-5)</p> <p>2. 設計図書の照査</p> <p>受注者は、施工前及び施工中において、自らの負担により契約書第18条第1項第1号から第5号に係る設計図書の照査を行い、該当する事実がある場合は、監督員にその事実が確認できる資料を書面により提出し、確認を求めなければならない。</p> <p>なお、確認できる資料とは、現地地形図、設計図との対比図、取合い図、施工図等を含むものとする。また、受注者は、監督員から更に詳細な説明または書面の追加の要求があった場合は従わなければならない。</p> <p><u>ただし、発注者は設計図書の照査以外の書面の追加については、契約書第19条によるものとし、監督員の指示によるものとする</u></p>	<p>国土交通省の改定による</p>
<p>1-1-11 工事の下請負 (P1-12)</p> <p>1. 下請負の要件</p> <p>(6) 下請負者（<u>受注者が直接契約締結するものに限る。</u>）は、契約書第7条の2に基づく社会保険等の届出義務を履行していること。ただし、当該届出の義務がない者はこの限りではない。</p>	<p>1-1-11 工事の下請負 (P1-12)</p> <p>1. 下請負の要件</p> <p>(6) 下請負者は、契約書第7条の2に基づく社会保険等の届出義務を履行していること。ただし、当該届出の義務がない者はこの限りではない。</p>	<p>契約書の改正による</p>
<p>1-1-17 設計図書の変更 (P1-15)</p> <p>設計図書の変更とは、入札に際して発注者が示した設計図書を、発注者が指示した内容及び設計変更の対象となることを認めた協議内容に基づき、発注者が修正することをいう</p>	<p>1-1-17 設計図書の変更 (P1-15)</p> <p>設計図書の変更とは、入札に際して発注者が示した設計図書を、発注者が指示した内容及び設計変更の対象となることを認めた協議内容に基づき、発注者が修正することをいう</p> <p><u>なお、設計変更を行う際には、三重県設計変更ガイドラインを適切に運用すること。</u></p>	<p>三重県設計変更ガイドラインの位置付け明確化</p>
<p>1-1-36 環境対策 (P1-41)</p> <p>4. 低騒音型・低振動型建設機械</p> <p>② 調達した建設機械が建設機械メーカーによる騒音対策を施すことにより新基準に適合するか、該当建設機械のメーカーへ確認するものとする。</p> <p>低騒音型建設機械を使用する場合、現場代理人は施工現場における稼働状況及びシールを写真撮影したものを整理し、監督員または検査員の要求があった場合は速やかに提示するものとする。</p>	<p>1-1-36 環境対策 (P1-41)</p> <p>4. 低騒音型・低振動型建設機械</p> <p>② 調達した建設機械が建設機械メーカーによる騒音対策を施すことにより新基準に適合するか、該当建設機械のメーカーへ確認するものとする。<u>なお、低振動型建設機械のうちバックホウについての協議は省略できるものとする。</u></p> <p>低騒音型建設機械を使用する場合、現場代理人は施工現場における稼働状況及びシールを写真撮影したものを整理し、監督員または検査員の要求があった場合は速やかに提示するものとする。</p>	<p>国土交通省の改定による</p>

第1編 共通編

現 行	一 部 改 正	備 考
<p>1-1-36 環境対策 (P1-42)</p> <p>8. 廃油等の適切な措置</p> <p>受注者は、工事に使用する作業船等から発生した廃油等を「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律」に基づき、適切な措置をとらなければならない。</p>	<p>1-1-36 環境対策 (P1-42)</p> <p>8. 廃油等の適切な措置</p> <p>受注者は、工事に使用する作業船等から発生した廃油等を「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律」に基づき、適切な措置をとらなければならない。</p>	<p>国土交通省の改定による誤字の修正</p>
<p>1-1-38 交通安全管理 (P1-44)</p> <p>9. 交通安全管理</p> <p>(1) 安全管理</p> <p>1) 交通規制及び標識</p> <p>③ 受注者は、施工上やむを得ず交通規制を実施する必要がある場合は、実施予定日より1ヶ月以上前に監督員に申し出るとともに、関係機関に所定の手続きをとらなければならない。</p> <p>なお、実施にあたっては規制の計画を監督員に提出するとともに、関係機関から指示された事項を行わなければならない。</p>	<p>1-1-38 交通安全管理 (P1-44)</p> <p>9. 交通安全管理</p> <p>(1) 安全管理</p> <p>1) 交通規制及び標識</p> <p>③ 受注者は、施工上やむを得ず交通規制を実施する必要がある場合は、実施予定日より1ヶ月以上前に監督員に申し出るとともに、関係機関に所定の手続きをとらなければならない。</p> <p>なお、実施にあたっては規制の計画を施工計画書に記載するとともに、関係機関から指示された事項を行わなければならない。</p>	<p>国土交通省の改定による</p>
<p>1-1-38 交通安全管理 (P1-46)</p> <p>13. 水中落下支障物の処置</p> <p>受注者は、船舶の航行または漁業の操業に支障をきたすおそれのある物体を水中に落とした場合、直ちに、その物体を取り除かなければならない。なお、直ちに取除けない場合は、標識を設置して危険箇所を明示し、関係機関に通報及び監督員へ連絡しなければならない。</p> <p>14. 作業船舶機械故障時の処理</p> <p>受注者は、作業船舶機械が故障した場合、安全の確保に必要な措置を講じなければならない。なお、故障により二次災害を招く恐れがある場合は、直ちに応急の措置を講じ、関係機関に通報及び監督員へ連絡しなければならない。</p>	<p>1-1-38 交通安全管理 (P1-46)</p> <p>13. 水中落下支障物の処置</p> <p>受注者は、船舶の航行または漁業の操業に支障をきたすおそれのある物体を水中に落とした場合、直ちに、その物体を取り除かなければならない。なお、直ちに取除けない場合は、標識を設置して危険箇所を明示し、関係機関に通報及び監督員へ連絡しなければならない。</p> <p>14. 作業船舶機械故障時の処理</p> <p>受注者は、作業船舶機械が故障した場合、安全の確保に必要な措置を講じなければならない。なお、故障により二次災害を招くおそれがある場合は、直ちに応急の措置を講じ、関係機関に通報及び監督員へ連絡しなければならない。</p>	<p>国土交通省の改定による誤字の修正</p>

第1編 共通編

現 行	一 部 改 正	備 考
<p>1-1-38 交通安全管理 (P1-47)</p> <p>16. 通行許可 (2)</p> <p>前項における道路法47条の2に基づく通行許可の確認において、受注者は以下の資料を整理保管するとともに、監督員または検査員の要求があった場合は速やかに提示しなければならない。</p> <p>車両制限令第3条における一般的制限値を越える車両について</p> <p>(1) 施工計画書に一般制限値を越える車両等を記載</p> <p>(2) 出発地点、走行途中、現場到着地点における写真(荷姿全景、ナンバープレート等通行許可証と照合可能な写真)なお、走行途中の写真撮影が困難な場合は監督員の承諾を得て省略できるものとする。</p> <p>(3) 通行許可証の写し</p> <p>(4) 車両通行記録計(タコグラフ)の写し(夜間走行条件の場合のみ)</p> <p>なお、大型建設機械の分解輸送については「大型建設機械の分解輸送マニュアル」(平成10年3月(社)日本建設機械化協会)を参考とし、組立解体ヤードが別途必要となる場合は設計図書に関して監督員と協議するものとする。</p>	<p>1-1-38 交通安全管理 (P1-47)</p> <p>16. 通行許可 (2)</p> <p>(1) 受注者は、建設機械、資材の運搬にあたり、道路法第47条第1項、車両制限令第3条における一般的制限値をこえる車両を通行させようとする場合は、運搬資機材毎に運搬計画(車種区分、車両番号等、車両諸元及び積載重量、資材の積載限度数量、通行経路、許可証の有効期限等の確認方法と確認頻度)を作成し、施工計画書に記載しなければならない。</p> <p>(2) 受注者は、運搬計画どおり運行していることを確認しなければならない。</p> <p>また、確認を行った資料については、整理保管するとともに、監督員または検査員の要求があった場合は速やかに提示しなければならない。</p>	<p>国土交通省の改定による</p>
<p>1-1-40 諸法令の遵守 (P1-50)</p> <p>3. 不適当な契約図書の処置</p> <p>受注者は、当該工事の計画、図面、仕様書及び契約そのものが第1項の諸法令に照らし不適当であったり矛盾していることが判明した場合には速やかに監督員と協議しなければならない。</p>	<p>1-1-40 諸法令の遵守 (P1-50)</p> <p>3. 不適当な契約図書の処置</p> <p>受注者は、当該工事の計画、<u>契約</u>図面、仕様書及び契約そのものが第1項の諸法令に照らし不適当であったり矛盾していることが判明した場合には速やかに監督員と協議しなければならない</p>	<p>国土交通省の改定による</p>

第1編 共通編

現 行	一 部 改 正	備 考
<p>第2章 材 料 (P1-56) 第2節 工事材料の品質及び確認 1. 一般事項 受注者は、工事に使用した材料の品質を証明する、試験成績表、性能試験結果、ミルシート等の品質規格証明書を受注者の責任において整備、保管し、監督員または検査員の請求があった場合は速やかに提示しなければならない。ただし、設計図書で提出を定められているものについては、監督員へ提出しなければならない。</p> <p>なお、JIS規格品のうちJISマーク表示が認証されJISマーク表示がされている材料・製品等（以下、「JISマーク表示品」という）については、JISマーク表示状態を示す写真等確認資料の提示に替えることができる。</p> <p>〔略〕</p> <p>4. 見本・品質証明資料（1） 受注者は、設計図書において指定された工事材料について、見本または品質を証明する資料を工事材料を使用するまでに監督員に提出しなければならない。</p> <p>なお、JISマーク表示品については、JISマーク表示状態の確認とし見本または品質を証明する資料の提出は省略できる。</p>	<p>第2章 材 料 (P1-56) 第2節 工事材料の品質及び確認 1. 一般事項 受注者は、工事に使用した材料の品質を証明する、試験成績表、性能試験結果、ミルシート等の品質規格証明書を受注者の責任において整備、保管し、監督員または検査員の請求があった場合は速やかに提示しなければならない。ただし、設計図書で品質規格証明書等の提出を定められているものについては、監督員へ提出しなければならない。</p> <p>なお、JIS規格品のうちJISマーク表示が認証されJISマーク表示がされている材料・製品等（以下、「JISマーク表示品」という）については、JISマーク表示状態を示す写真等確認資料の提示に替えることができる。</p> <p>〔略〕</p> <p>4. 見本・品質証明資料（1） 受注者は、設計図書において監督員の試験もしくは確認及び承諾を受けて使用することを指定された工事材料について、見本または品質を証明する資料を工事材料を使用するまでに監督員に提出し、確認を受けなければならない。</p> <p>なお、JISマーク表示品については、JISマーク表示状態の確認とし見本または品質を証明する資料の提出は省略できる。</p>	<p>国土交通省の改定による</p>
<p>第3章 一般施工 (P1-99) 第2節 適用すべき諸基準 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と協議しなければならない。</p> <p>日本道路協会 道路橋示方書（Ⅰ共通編Ⅱ鋼橋編）・同解説 （平成24年3月） 日本道路協会 道路橋示方書（Ⅰ共通編Ⅳ下部構造編）・同解説 （平成24年3月）</p> <p>(P1-100) 国土交通省 道路土工構造物技術基準 （平成27年3月）</p>	<p>第3章 一般施工 (P1-99) 第2節 適用すべき諸基準 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と協議しなければならない。</p> <p>日本道路協会 道路橋示方書・同解説 （Ⅰ共通編） （平成29年11月） 日本道路協会 道路橋示方書・同解説 （Ⅱ鋼橋・鋼部材編） （平成29年11月） 日本道路協会 道路橋示方書・同解説 （Ⅳ下部構造編） （平成29年11月）</p> <p>(P1-100) 日本道路協会 道路土工構造物技術基準・同解説 （平成29年3月）</p>	<p>国土交通省の改定による</p> <p>適用すべき諸基準の更新</p>

第1編 共通編

現 行	一 部 改 正	備 考
<p>3-3-5 縁石工 (P1-105)</p> <p>1. 一般事項</p> <p>縁石工の施工にあたり、縁石ブロック等は、あらかじめ施工した基盤の上に据付けるものとする。敷モルタルの配合は、1：3（セメント：砂）とし、この敷モルタルを基礎の上に敷均した後、縁石ブロック等を図面に定められた線形及び高さに合うよう十分注意して据付けなければならない。</p> <p>2. すりつけブロック及び乗入れブロック</p> <p>縁石工のうち、すりつけブロック及び乗入れブロックについては、図面に定められた高さ以下となるように据付けなければならない。また、マウントアップ型及びセミフラット型の場合の歩道等のすり付けについては、図面に定められた勾配及び位置に合うよう十分注意して施工しなければならない。</p>	<p>3-3-5 縁石工 (P1-105)</p> <p>1. 一般事項</p> <p>縁石工の施工にあたり、縁石ブロック等は、あらかじめ施工した基盤の上に据付けるものとする。敷モルタルの配合は、1：3（セメント：砂）とし、この敷モルタルを基礎の上に敷均した後、縁石ブロック等を<u>契約</u>図面に定められた線形及び高さに合うよう十分注意して据付けなければならない。</p> <p>2. すりつけブロック及び乗入れブロック</p> <p>縁石工のうち、すりつけブロック及び乗入れブロックについては、<u>契約</u>図面に定められた高さ以下となるように据付けなければならない。また、マウントアップ型及びセミフラット型の場合の歩道等のすり付けについては、<u>契約</u>図面に定められた勾配及び位置に合うよう十分注意して施工しなければならない。</p>	<p>国土交通省の改定による</p>
<p>3-3-14 ポストテンション桁製作工 (P1-113)</p> <p>5. PC緊張の施工</p> <p>(8) プレストレッシングの施工は、「道路橋示方書（<u>Ⅲコンクリート橋</u>編）・同解説 20.8 PC鋼材工及び緊張工」（日本道路協会、平成24年3月）に基づき管理するものとし、順序、緊張力、PC鋼材の抜き出し量、緊張の日時、コンクリートの強度等の記録を整備及び保管し、監督員または検査員から請求があった場合は速やかに提示しなければならない。</p>	<p>3-3-14 ポストテンション桁製作工 (P1-113)</p> <p>5. PC緊張の施工</p> <p>(8) プレストレッシングの施工は、「道路橋示方書・同解説（<u>Ⅲコンクリート橋・コンクリート部材編</u>）17.11 PC鋼材工及び緊張工」（日本道路協会、平成29年11月）に基づき管理するものとし、順序、緊張力、PC鋼材の抜き出し量、緊張の日時、コンクリートの強度等の記録を整備及び保管し、監督員または検査員から請求があった場合は速やかに提示しなければならない。</p>	<p>国土交通省の改定による</p> <p>適用すべき諸基準の更新</p>
<p>3-3-25 伸縮装置工 (P1-123)</p> <p>2. バックアップ材</p> <p>バックアップ材については、ミルシート<u>の提出のみとする。</u></p>	<p>3-3-25 伸縮装置工 (P1-123)</p> <p>2. バックアップ材</p> <p>バックアップ材については、ミルシート<u>のみを工事完成時に納品する。なお、施工途中において監督員の請求があった場合は速やかに提示しなければならない。</u></p>	<p>国土交通省の改定による</p>
<p>3-3-34 かごマット工 (P1-132)</p> <p>1. 一般事項</p> <p>かごマットの構造及び要求性能については、「鉄線籠型護岸の設計・施工技術基準（案）」（平成21年4月24日改定）（以下「鉄線籠型基準」という。）によるほか、図面及び以下による。</p> <p>また、受注者は納入された製品について底網・蓋網・側網及び仕切網毎に使用した線材の製造工場名、製造年月日を記載した表示標、管理試験成績表及び公的機関等による品質試験結果表を保管 [略]</p>	<p>3-3-34 かごマット工 (P1-132)</p> <p>1. 一般事項</p> <p>かごマットの構造及び要求性能については、「鉄線籠型護岸の設計・施工技術基準（案）」（平成21年4月24日改定）（以下「鉄線籠型基準」という。）によるほか、<u>契約</u>図面及び以下による。</p> <p>また、受注者は納入された製品について底網・蓋網・側網及び仕切網毎に使用した線材の製造工場名、製造年月日を記載した表示標、管理試験成績表及び公的機関等による品質試験結果表を保管 [略]</p>	<p>国土交通省の改定による</p>

第1編 共通編

現 行	一 部 改 正	備 考
<p>3-7-3 アスファルト舗装の材料 (P1-162~170)</p> <p><u>5. 粒状路盤材</u> 受注者は、粒状路盤材について、規格品の搬入可能量を監督員に報告しなければならない。</p> <p><u>6. 試験結果の提出</u> ～ (番号振替)</p> <p><u>30. タックコート用石油アスファルト乳剤</u></p>	<p>3-7-3 アスファルト舗装の材料 (P1-162~170)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>5. 試験結果の提出</u> ～ (番号振替)</p> <p><u>29. タックコート用石油アスファルト乳剤</u></p>	<p>国土交通省の改定による</p>
<p>第4章 土工 (P1-262)</p> <p>4-3-1 一般事項</p> <p>5. 購入土 購入土は、下記によるものとする。 (1) 衣土は、粘性土と砂質土が適当に混入し、粘土塊・岩砕又は砂利等が少なく芝の育成に適した土で、仕様については設計図書に<u>関して監督員の承諾を得るものとする。</u> (2) <u>山土は、大きな粘土塊・岩砕等の混入が少ない土で、仕様については設計図書に関して監督員の承諾を得るものとする。</u></p>	<p>第4章 土工 (P1-262)</p> <p>4-3-1 一般事項</p> <p>5. 購入土 購入土は、下記によるものとする。 (1) 衣土は、粘性土と砂質土が適当に混入し、粘土塊・岩砕又は砂利等が少なく芝の育成に適した土で、仕様については設計図書に<u>関する資料を整理および保管しなければならない。なお、施工途中において監督員から請求があった場合は速やかに提示しなければならない。</u> (2) <u>盛土材料は、改良や粒度調整の必要のない良質なものとし、設計図書に関する資料を整理・保管し、完成時に納品するものとする。なお、監督員の請求があった場合は速やかに提示するものとする。</u></p>	<p>国土交通省の改定による</p>
<p>4-4-1 一般事項 (P1-269~270)</p> <p>3. 構造物取付け部 受注者は、盛土と橋台や横断構造物との取付け部である裏込めや埋戻し部分は、供用開始後に構造物との間の路面の連続性を損なわないように、適切な材料を用いて入念な締固めと排水工の施工を行わなければならない。 なお、構造物取付け部の範囲は、「道路橋示方書・同解説 IV 下部構造編 8. 9 橋台背面アプローチ部」(日本道路協会、平成24年3月)及び「道路土工-盛土工指針 4-10 盛土と他の構造物との取付け部の構造」(日本道路協会、平成22年4月)を参考とする。</p>	<p>4-4-1 一般事項 (P1-269~270)</p> <p>3. 構造物取付け部 受注者は、盛土と橋台や横断構造物との取付け部である裏込めや埋戻し部分は、供用開始後に構造物との間の路面の連続性を損なわないように、適切な材料を用いて入念な締固めと排水工の施工を行わなければならない。 なお、構造物取付け部の範囲は、「道路橋示方書・同解説 IV 下部構造編 7. 9 橋台背面アプローチ部」(日本道路協会、平成29年11月)及び「道路土工-盛土工指針 4-10 盛土と他の構造物との取付け部の構造」(日本道路協会、平成22年4月)を参考とする。</p>	<p>国土交通省の改定による</p> <p>誤字の修正</p> <p>適用すべき書基準の更新</p>

第1編 共通編

現 行	一 部 改 正	備 考
<p>第2節 適用すべき諸基準 (P1-259) 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類による。 これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と協議しなければならない。</p> <p>日本道路協会 道路土工要綱 (平成24年8月) 日本道路協会 道路土工-軟弱地盤対策工指針 (平成24年8月) 日本道路協会 道路土工-盛土工指針 (平成22年4月) 日本道路協会 道路土工-切土工・斜面安定工指針 (平成21年6月) 土木研究センター 建設発生土利用技術マニュアル (平成25年12月) 国土交通省 建設副産物適正処理推進要綱 (平成14年5月) 建設省 堤防余盛基準について (昭和44年1月) 土木研究センター ジオテキスタイルを用いた補強土の設計施工マニュアル (平成25年12月) 土木研究センター 多数アンカー式補強土壁工法 設計・施工マニュアル (平成26年8月) 土木研究センター 補強土(テールアルメ)壁工法 設計・施工マニュアル (平成26年8月) 国土技術研究センター 河川土工マニュアル (平成21年4月) 国土技術研究センター 河川土工マニュアル 国土交通省 道路土工構造物技術基準 (平成27年3月) 国土交通省 建設汚泥処理土利用技術基準 (平成18年6月) 国土交通省 発生土利用基準 (平成18年8月) 農林水産省 土地改良事業計画設計基準(関係各編) 土地改良事業標準設計(関係各編) 土地改良事業計画指針(関係各編) 土地改良事業設計指針(関係各編) 林野庁 林道技術基準 治山治水協会 治山技術基準解説(関係各編)</p>	<p>第2節 適用すべき諸基準 (P1-259) 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類による。 これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と協議しなければならない。</p> <p>日本道路協会 道路土工要綱 (平成24年8月) 日本道路協会 道路土工-軟弱地盤対策工指針 (平成24年8月) 日本道路協会 道路土工-盛土工指針 (平成22年4月) 日本道路協会 道路土工-切土工・斜面安定工指針 (平成21年6月) 土木研究センター 建設発生土利用技術マニュアル (平成25年12月) 国土交通省 建設副産物適正処理推進要綱 (平成14年5月) 建設省 堤防余盛基準について (昭和44年1月) 土木研究センター ジオテキスタイルを用いた補強土の設計施工マニュアル (平成25年12月) 土木研究センター 多数アンカー式補強土壁工法 設計・施工マニュアル (平成26年8月) 土木研究センター 補強土(テールアルメ)壁工法 設計・施工マニュアル (平成26年8月) 国土技術研究センター 河川土工マニュアル (平成21年4月) 国土技術研究センター 河川土工マニュアル (平成21年4月) 日本道路協会 道路土工構造物技術基準・同解説 (平成29年3月) 国土交通省 建設汚泥処理土利用技術基準 (平成18年6月) 国土交通省 発生土利用基準 (平成18年8月) 農林水産省 土地改良事業計画設計基準(関係各編) 農林水産省 土地改良事業標準設計(関係各編) 農林水産省 土地改良事業計画指針(関係各編) 農林水産省 土地改良事業設計指針(関係各編) 林野庁 林道技術基準 治山治水協会 治山技術基準解説(関係各編)</p>	<p>国土交通省の改定による</p> <p>誤字の修正</p> <p>適用すべき書基準の更新</p>

第1編 共通編

現 行	一 部 改 正	備 考
<p>第5章 無筋、鉄筋コンクリート (P1-277)</p> <p>第1節 適用</p> <p>4. アルカリ骨材反応抑制対策</p> <p>受注者は、コンクリートの使用する際、アルカリ骨材反応抑制対策については、生コンクリートの取り扱いマニュアル（三重県平成28年7月）「第4章コンクリートの耐久性向上」によるものとする。</p> <p>5. 品質確保の調査</p> <p>(1) 受注者は、微破壊・非破壊試験によるコンクリート構造物の強度測定を行う際は、生コンクリートの取り扱いマニュアル（三重県平成28年7月）「第7章微破壊・非破壊試験によるコンクリート構造物の強度測定」によるものとする。</p> <p>(2) 受注者は、非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定を行う際は、生コンクリートの取り扱いマニュアル（三重県平成28年7月）「第8章非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定」によるものとする。</p> <p>第2節 適用すべき諸基準</p> <p>1. 適用規定</p> <p>受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と協議しなければならない。</p> <p>土木学会 コンクリート標準示方書（施工編）（平成25年3月）</p> <p>土木学会 コンクリート標準示方書（設計編）（平成25年3月）</p> <p>土木学会 コンクリートのポンプ施工指針（平成24年6月）</p> <p>国土交通省 アルカリ骨材反応抑制対策について（平成14年7月31日）</p> <p>国土交通省 「アルカリ骨材反応抑制対策について」の運用について（平成14年7月31日）</p> <p>土木学会 鉄筋定着・継手指針（平成19年8月）</p> <p>(公社) 日本鉄筋継手協会 鉄筋継手工事標準仕様書ガス圧接継手工事（平成21年9月）</p> <p>三重県 生コンクリートの取り扱いマニュアル（平成28年7月）</p> <p>機械式鉄筋定着工法技術検討委員会 機械式鉄筋定着工法の配筋設計ガイドライン（案）（平成28年7月）</p>	<p>5章 無筋、鉄筋コンクリート (P1-277)</p> <p>第1節 適用</p> <p>4. アルカリ骨材反応抑制対策</p> <p>受注者は、コンクリートを使用する際、アルカリ骨材反応抑制対策については、生コンクリートの取り扱いマニュアル（三重県平成29年8月）「第4章コンクリートの耐久性向上」によるものとする。</p> <p>5. 品質確保の調査</p> <p>(1) 受注者は、微破壊・非破壊試験によるコンクリート構造物の強度測定を行う際は、生コンクリートの取り扱いマニュアル（三重県平成29年8月）「第7章微破壊・非破壊試験によるコンクリート構造物の強度測定」によるものとする。</p> <p>(2) 受注者は、非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定を行う際は、生コンクリートの取り扱いマニュアル（三重県平成29年8月）「第8章非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定」によるものとする。</p> <p>第2節 適用すべき諸基準</p> <p>1. 適用規定</p> <p>受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と協議しなければならない。</p> <p>土木学会 コンクリート標準示方書（施工編）（平成25年3月）</p> <p>土木学会 コンクリート標準示方書（設計編）（平成25年3月）</p> <p>土木学会 コンクリートのポンプ施工指針（平成24年6月）</p> <p>国土交通省 アルカリ骨材反応抑制対策について（平成14年7月31日）</p> <p>国土交通省 「アルカリ骨材反応抑制対策について」の運用について（平成14年7月31日）</p> <p>土木学会 鉄筋定着・継手指針（平成19年8月）</p> <p>(公社) 日本鉄筋継手協会 鉄筋継手工事標準仕様書ガス圧接継手工事（平成21年9月）</p> <p>三重県 生コンクリートの取り扱いマニュアル（平成29年8月）</p> <p>機械式鉄筋定着工法技術検討委員会 機械式鉄筋定着工法の配筋設計ガイドライン（案）（平成28年7月）</p>	<p>誤字の修正</p> <p>適用すべき書 基準の更新</p>

第1編 共通編

現 行	一 部 改 正	備 考
<p>第5章 無筋、鉄筋コンクリート (P1-277~288)</p> <p>第2節 適用すべき諸基準</p> <p>2. 許容塩化物量</p> <p>受注者は、コンクリートの使用にあたって、以下に示す許容塩化物量以下のコンクリートを使用しなければならない。</p> <p>なお、コンクリート中の塩化物総量規制については、生コンクリートの取り扱いマニュアル（三重県、平成25年7月）「第4章コンクリートの耐久性向上」によるものとする。</p>	<p>第5章 無筋、鉄筋コンクリート (P1-277~288)</p> <p>第2節 適用すべき諸基準</p> <p>2. 許容塩化物量</p> <p>受注者は、コンクリートの使用にあたって、以下に示す許容塩化物量以下のコンクリートを使用しなければならない。</p> <p>なお、コンクリート中の塩化物総量規制については、生コンクリートの取り扱いマニュアル（三重県、平成29年8月）「第4章コンクリートの耐久性向上」によるものとする</p>	<p>適用すべき書 基準の更新</p>
<p>第3節 レディーミクストコンクリート (P1-278)</p> <p>5-3-1 一般事項</p> <p>2. 品質確保の調査</p> <p>コンクリート構造物の品質確保の調査は、下記の規定によるものとする。</p> <p>なお、コンクリート構造物の品質確保の調査における調査の報告については、生コンクリートの取り扱いマニュアル（三重県平成28年7月）「第3章コンクリート構造物の品質確保の調査について」によるものとする。</p>	<p>第3節 レディーミクストコンクリート (P1-278)</p> <p>5-3-1 一般事項</p> <p>2. 品質確保の調査</p> <p>コンクリート構造物の品質確保の調査は、下記の規定によるものとする。</p> <p>なお、コンクリート構造物の品質確保の調査における調査の報告については、生コンクリートの取り扱いマニュアル（三重県平成29年8月）「第3章コンクリート構造物の品質確保の調査について」によるものとする。</p>	<p>適用すべき書 基準の更新</p>
<p>5-3-1 一般事項 (P1-280)</p> <p>2. 品質確保の調査</p> <p>3) ひび割れ発生状況の調査</p> <p>(5) 調査結果の評価にあたっては、生コンクリート取り扱いマニュアルの「第3章2. ひび割れ調査結果の評価に関する留意事項」を参考にすること。</p>	<p>5-3-1 一般事項 (P1-280)</p> <p>2. 品質確保の調査</p> <p>3) ひび割れ発生状況の調査</p> <p>(5) 調査結果の評価にあたっては、生コンクリート取り扱いマニュアル（<u>三重県平成29年8月</u>）の「第3章2. ひび割れ調査結果の評価に関する留意事項」を参考にすること。</p>	<p>適用すべき書 基準の更新</p>

第1編 共通編

現 行	一 部 改 正	備 考
<p>5-3-1 一般事項 (P1-281)</p> <p>2. 品質確保の調査</p> <p>4) 微破壊・非破壊試験によるコンクリート構造物の強度測定 (2) 測定等は、生コンクリートの取り扱いマニュアル(三重県平成28年7月)「第7章微破壊・非破壊試験によるコンクリート構造物の強度測定」に基づき行うものとする。</p> <p>5) 非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定 (2) 測定等は、生コンクリートの取り扱いマニュアル(三重県平成28年7月)「第8章非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定」に基づき行うものとする。</p>	<p>5-3-1 一般事項 (P1-281)</p> <p>2. 品質確保の調査</p> <p>4) 微破壊・非破壊試験によるコンクリート構造物の強度測定 (2) 測定等は、生コンクリートの取り扱いマニュアル(三重県平成29年8月)「第7章微破壊・非破壊試験によるコンクリート構造物の強度測定」に基づき行うものとする。</p> <p>5) 非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定 (2) 測定等は、生コンクリートの取り扱いマニュアル(三重県平成29年8月)「第8章非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定」に基づき行うものとする。</p>	<p>適用すべき書 基準の更新</p>
<p>5-3-2 工場の選定 (P1-282)</p> <p>4. レディーミクストコンクリートの品質検査</p> <p>受注者は、レディーミクストコンクリートの品質を確かめるための検査をJIS A 5308(レディーミクストコンクリート)により実施しなければならない。なお、受注者以外に検査のため試験を代行させる場合は受注者とその試験に臨場しなければならない。また、現場練りコンクリートについても、これに準ずるものとする。</p> <p>ただし、レディーミクストコンクリートの品質を確かめるための検査(JIS A 5308)のうち強度の試験については、受注者が自らもしくは公的機関又は一般社団法人三重県建設資材試験センターの試験機関等で行うものとする。現場付近に公的機関等の試験場が無い場合又は公的機関等で試験を行う日が休日となる場合等、やむを得ず生産者等に強度の試験を代行させる場合は、監督員の承諾を得るとともに、受注者が臨場するものとする。</p> <p>(1) 日当り打設量が小規模となる場合の品質管理</p> <p>JISマーク表示認証工場にて生産する日当り打設量が小規模(配合別50m³/日未満)となるレディーミクストコンクリートを使用する場合の品質管理については、生コンクリートの取り扱いマニュアル(平成28年7月)「第6章日当り打設量が小規模となるレディーミクストコンクリートの品質管理基準(案)」に基づくものとする。</p>	<p>5-3-2 工場の選定 (P1-282)</p> <p>4. レディーミクストコンクリートの品質検査</p> <p>受注者は、レディーミクストコンクリートの品質を確かめるための検査をJIS A 5308(レディーミクストコンクリート)により実施しなければならない。なお、受注者以外に検査のため試験を代行させる場合は受注者とその試験に臨場しなければならない。また、現場練りコンクリートについても、これに準ずるものとする。</p> <p>ただし、レディーミクストコンクリートの品質を確かめるための検査(JIS A 5308)のうち強度の試験については、受注者が自らもしくは公的機関又は一般社団法人三重県建設資材試験センターの試験機関等で行うものとする。現場付近に公的機関等の試験場が無い場合又は公的機関等で試験を行う日が休日となる場合等、やむを得ず生産者等に強度の試験を代行させる場合は、監督員の承諾を得るとともに、受注者が臨場するものとする。</p> <p>(1) 日当り打設量が小規模となる場合の品質管理</p> <p>JISマーク表示認証工場にて生産する日当り打設量が小規模(配合別50m³/日未満)となるレディーミクストコンクリートを使用する場合の品質管理については、生コンクリートの取り扱いマニュアル(三重県平成29年8月)「第6章日当り打設量が小規模となるレディーミクストコンクリートの品質管理基準(案)」に基づくものとする。</p>	<p>適用すべき書 基準の更新</p>

第1編 共通編

現 行	一 部 改 正	備 考
<p>第5章 無筋、鉄筋コンクリート (P1-292)</p> <p>5-6-7 打継目</p> <p>1. 一般事項</p> <p>打継目の位置及び構造は、図面の定めによるものとする。ただし、受注者は、やむを得ず図面で定められていない場所に打継目を設ける場合、構造物の強度、耐久性、水密性及び外観を害しないように、その位置、方向及び施工方法を定め、監督員と協議しなければならない。</p>	<p>第5章 無筋、鉄筋コンクリート (P1-292)</p> <p>5-6-7 打継目</p> <p>1. 一般事項</p> <p>打継目の位置及び構造は、契約図面の定めによるものとする。ただし、受注者は、やむを得ず契約図面で定められていない場所に打継目を設ける場合、構造物の強度、耐久性、水密性及び外観を害しないように、その位置、方向及び施工方法を定め、監督員と協議しなければならない</p>	<p>国土交通省の改定による</p>
<p>5-7-4 組立て (P1-298)</p> <p>2. 配筋・組立</p> <p>受注者は、図面に定めた位置に、鉄筋を配置し、コンクリート打設中に動かないよう十分堅固に組み立てなければならない。なお、必要に応じて図面に示されたもの以外の組立用鉄筋等を使用するものとする。受注者は、鉄筋の交点の要所を、直径0.8mm以上のなまし鉄線、またはクリップで緊結し、鉄筋が移動しないようにしなければならない。また、設計図書に特別な組立用架台等が指定されている場合は、それに従うものとする</p>	<p>5-7-4 組立て (P1-298)</p> <p>2. 配筋・組立</p> <p>受注者は、契約図面に定めた位置に、鉄筋を配置し、コンクリート打設中に動かないよう十分堅固に組み立てなければならない。なお、必要に応じて契約図面に示されたもの以外の組立用鉄筋等を使用するものとする。受注者は、鉄筋の交点の要所を、直径0.8mm以上のなまし鉄線、またはクリップで緊結し、鉄筋が移動しないようにしなければならない。また、設計図書に特別な組立用架台等が指定されている場合は、それに従うものとする</p>	<p>国土交通省の改定による</p>

第2編 河川・水路編

現 行	一 部 改 正	備 考
<p>表紙</p> <p>第2編 河川・水路通 編</p>	<p>表紙</p> <p>第2編 河川・水路 編</p>	<p>誤字の修正</p>
<p>第2編 河川・水路編 (P2-24) 第4章 水門 第2節 適用すべき諸基準</p> <p>受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と協議しなければならない。</p> <p>国土交通省 仮締切堤設置基準(案) (平成26年12月一部改正) ダム・堰施設技術協会 ダム・堰施設技術基準(案) (基準解説編・設備計画マニュアル編) (平成28年10月)</p> <p>日本道路協会 道路橋示方書(Ⅰ共通編Ⅱ鋼橋編)・同解説 (平成24年3月)</p> <p>日本道路協会 道路橋示方書(Ⅰ共通編Ⅲコンクリート橋編)・同解説 (平成24年3月)</p> <p>日本道路協会 道路橋示方書(Ⅰ共通編Ⅳ下部構造編)・同解説 (平成24年3月)</p> <p>土木学会 プレストレストコンクリート工法設計施工指針 (平成3年4月)</p> <p>国土交通省 機械工事施工管理基準(案) (平成22年4月)</p> <p>国土交通省 機械工事塗装要領(案)・同解説 (平成22年4月)</p> <p>日本道路協会 道路橋支承便覧 (平成16年4月)</p>	<p>第2編 河川・水路編 (P2-24) 第4章 水門 第2節 適用すべき諸基準</p> <p>受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。</p> <p>国土交通省 仮締切堤設置基準(案) (平成26年12月一部改正) ダム・堰施設技術協会 ダム・堰施設技術基準(案) (基準解説編・設備計画マニュアル編) (平成28年10月)</p> <p>日本道路協会 道路橋示方書・同解説(Ⅰ共通編) (平成29年11月)</p> <p>日本道路協会 道路橋示方書・同解説(Ⅱ鋼橋・鋼部材編) (平成29年11月)</p> <p>日本道路協会 道路橋示方書・同解説(Ⅲコンクリート橋・コンクリート部材編) (平成29年11月)</p> <p>日本道路協会 道路橋示方書・同解説(Ⅳ下部構造編) (平成29年11月)</p> <p>土木学会 プレストレストコンクリート工法設計施工指針 (平成3年4月)</p> <p>国土交通省 機械工事施工管理基準(案) (平成22年4月)</p> <p>国土交通省 機械工事塗装要領(案)・同解説 (平成22年4月)</p> <p>日本道路協会 道路橋支承便覧 (平成16年4月)</p>	<p>国土交通省の改定による</p> <p>適用すべき書基準の更新</p>

第2編 河川・水路編

現 行	一 部 改 正	備 考
<p>第2編 河川・水路編 (P2-37) 第5章 堰 第2節 適用すべき諸基準 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。 これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と協議しなければならない。</p> <p>ダム・堰施設技術協会 ダム・堰施設技術基準(案) (基準解説編・設備計画マニュアル編) (平成28年10月) 国土開発技術研究センター ゴム引布製起伏堰技術基準(案) (平成12年10月) 国土交通省 仮締切堤設置基準(案) (平成26年12月一部改正) 日本道路協会 道路橋示方書 (I 共通編 II 鋼橋編) ・同解説 (平成24年3月) 日本道路協会 道路橋示方書 (I 共通編 II コンクリート橋編) ・同解説 (平成24年3月) 日本道路協会 道路橋示方書 (I 共通編 II 下部構造線) ・同解説 (平成24年3月) 日本道路協会 鋼道路橋施工便覧 (平成27年3月) 日本道路協会 道路橋支承便覧 (平成16年4月) 土木学会 プレストレストコンクリート工法設計施工指針 (平成3年3月)</p>	<p>第2編 河川・水路編 (P2-37) 第5章 堰 第2節 適用すべき諸基準 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。 これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と協議しなければならない。</p> <p>ダム・堰施設技術協会 ダム・堰施設技術基準(案) (基準解説編・設備計画マニュアル編) (平成28年10月) 国土開発技術研究センター ゴム引布製起伏堰技術基準(案) (平成12年10月) 国土交通省 仮締切堤設置基準(案) (平成26年12月一部改正) 日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (I 共通編) (平成29年11月) 日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (II 鋼橋・鋼部材編) (平成29年11月) 日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (III コンクリート橋・コンクリート部材編) (平成29年11月) 日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (IV 下部構造編) (平成29年11月) 日本道路協会 鋼道路橋施工便覧 (平成27年3月) 日本道路協会 道路橋支承便覧 (平成16年4月) 土木学会 プレストレストコンクリート工法設計施工指針 (平成3年3月)</p>	<p>国土交通省の 改定による</p> <p>適用すべき書 基準の更新</p>

第4編 砂防・地滑り防止編

現 行	一 部 改 正	備 考
第1章 砂防堰堤 (P4-1) 第2節 適用すべき諸基準 日本道路協会 道路橋示方書 <u>(I 共通編 II 鋼橋編)</u> ・同解説 <u>(平成24年3月)</u>	第1章 砂防堰堤 (P4-1) 第2節 適用すべき諸基準 日本道路協会 道路橋示方書・同解説 <u>(I 共通編) (平成29年11月)</u> 日本道路協会 道路橋示方書・同解説 <u>(II 鋼橋・鋼部材編) (平成29年11月)</u>	国土交通省の改定による 適用すべき書基準の更新
第1章 砂防堰堤 (P4-9) 第8節 コンクリート堰堤工 1-8-9 残存型枠 (砂防工) 2. 残存型枠 (外壁兼用型) 工 (2) 材料 受注者は、残存型枠工 (外壁兼用型) に用いる型枠について、表1-1に従って品質規格証明書等を照合して確認した資料を事前に監督員に提出し、監督員の確認を受けるものとする。	第1章 砂防堰堤 (P4-9) 第8節 コンクリート堰堤工 1-8-9 残存型枠 (砂防工) 2. 残存型枠 (外壁兼用型) 工 (2) 材料 受注者は、残存型枠工 (外壁兼用型) に用いる型枠について、表1-1に従って品質規格証明書等を整備、保管し、監督員の請求があった場合は速やかに提示しなければならぬ。	国土交通省の改定による

第6編 道路編

現 行	一 部 改 正	備 考
<p>第6編 道路編 (6-1)</p> <p>第1章 道路改良</p> <p>第2節 適用すべき諸基準</p> <p>受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類による。これにより難しい場合は、の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と協議しなければならない。</p> <p><u>国土交通省</u> 道路土工構造物技術基準 (平成27年3月)</p> <p>地盤工学会 グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説 (平成24年5月)</p> <p>日本道路協会 道路土工要綱 (平成21年6月)</p> <p>日本道路協会 道路土工一切土工・斜面安定工指針 (平成21年6月)</p> <p>日本道路協会 道路土工一盛土工指針 (平成22年4月)</p> <p>日本道路協会 道路土工一擁壁工指針 (平成24年7月)</p> <p>日本道路協会 道路土工一カルバート工指針 (平成22年3月)</p> <p>日本道路協会 道路土工一仮設構造物工指針 (平成11年3月)</p> <p>全日本建設技術協会 土木構造物標準設計 第2巻 (平成12年9月)</p> <p>全国特定法面保護協会 のり枠工の設計施工指針 (平成25年10月)</p> <p>日本道路協会 落石対策便覧 (平成12年6月)</p> <p>日本道路協会 鋼道路橋防食便覧 (平成26年3月)</p> <p>土木研究センター ジオテキスタイルを用いた補強土の設計施工マニュアル (平成25年12月)</p> <p>土木研究センター 補強土(テールアルメ)壁工法設計・施工マニュアル (平成26年8月)</p> <p>土木研究センター 多数アンカー式補強土壁工法設計・施工マニュアル (平成26年8月)</p> <p>日本道路協会 道路防雪便覧 (平成2年5月)</p> <p>日本建設機械化協会 除雪・防雪ハンドブック(除雪編) (平成16年12月)</p> <p>日本建設機械化協会 除雪・防雪ハンドブック(防雪編) (平成16年12月)</p>	<p>第6編 道路編 (6-1)</p> <p>第1章 道路改良</p> <p>第2節 適用すべき諸基準</p> <p>受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類による。これにより難しい場合は、の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と協議しなければならない。</p> <p><u>日本道路協会</u> 道路土工構造物技術基準・<u>同解説</u> (平成29年3月)</p> <p>地盤工学会 グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説 (平成24年5月)</p> <p>日本道路協会 道路土工要綱 (平成21年6月)</p> <p>日本道路協会 道路土工一切土工・斜面安定工指針 (平成21年6月)</p> <p>日本道路協会 道路土工一盛土工指針 (平成22年4月)</p> <p>日本道路協会 道路土工一擁壁工指針 (平成24年7月)</p> <p>日本道路協会 道路土工一カルバート工指針 (平成22年3月)</p> <p>日本道路協会 道路土工一仮設構造物工指針 (平成11年3月)</p> <p>全日本建設技術協会 土木構造物標準設計 第2巻 (平成12年9月)</p> <p>全国特定法面保護協会 のり枠工の設計施工指針 (平成25年10月)</p> <p>日本道路協会 落石対策便覧 (平成12年6月)</p> <p>日本道路協会 鋼道路橋防食便覧 (平成26年3月)</p> <p>土木研究センター ジオテキスタイルを用いた補強土の設計施工マニュアル (平成25年12月)</p> <p>土木研究センター 補強土(テールアルメ)壁工法設計・施工マニュアル (平成26年8月)</p> <p>土木研究センター 多数アンカー式補強土壁工法設計・施工マニュアル (平成26年8月)</p> <p>日本道路協会 道路防雪便覧 (平成2年5月)</p> <p>日本建設機械化協会 除雪・防雪ハンドブック(除雪編) (平成16年12月)</p> <p>日本建設機械化協会 除雪・防雪ハンドブック(防雪編) (平成16年12月)</p> <p><u>日本みち研究所 補訂版道路のデザインー道路デザイン指針(案)とその解説ー</u> (平成29年11月)</p> <p><u>日本みち研究所 景観に配慮した道路附属物等ガイドライン</u> (平成29年11月)</p>	<p>国土交通省の改定による</p> <p>適用すべき諸基準の更新、追加</p>

第6編 道路編

現 行	一 部 改 正	備 考
<p>第7節 擁壁工 (6-4) 1-7-1 一般事項 2. 適用規定 受注者は、擁壁工の施工にあたっては、「道路土工—擁壁工指針 5-1 1・6-10 施工一般」(日本道路協会、平成24年7月)及び「土木構造物標準設計 第2巻解説書4.3 施工上の注意事項」(全日本建設技術協会、平成12年9月)の規定による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。</p>	<p>第7節 擁壁工 (6-4) 1-7-1 一般事項 2. 適用規定 受注者は、擁壁工の施工にあたっては、「<u>道路土工構造物技術基準・同解説</u>」(日本道路協会、平成29年3月)、「道路土工—擁壁工指針 5-1 1・6-10 施工一般」(日本道路協会、平成24年7月)及び「土木構造物標準設計 第2巻解説書4.3 施工上の注意事項」(全日本建設技術協会、平成12年9月)の規定による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。</p>	<p>適用すべき諸基準の更新</p>
<p>第12節 遮音壁工 (6-15) 1-12-2 材料 3. 背面板(受音板)の材料 背面板(受音板)の材料は、JIS G 3302(溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯)に規定する溶融亜鉛めっき鋼板 <u>SPG 3S</u> または、これと同等以上の品質を有するものとする。</p>	<p>第12節 遮音壁工 (6-15) 1-12-2 材料 3. 背面板(受音板)の材料 背面板(受音板)の材料は、JIS G 3302(溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯)に規定する溶融亜鉛めっき鋼板 <u>SGH、SGC</u> または、これと同等以上の品質を有するものとする。</p>	<p>国土交通省の改定による JIS G 3302の改定による鋼材規格名称の変更</p>

第6編 道路編

現 行	一 部 改 正	備 考
<p>第2章 舗装 (6-17) 第2節 適用すべき諸基準 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と協議しなければならない。</p> <p>日本道路協会 アスファルト舗装工事共通仕様書解説 (平成28年3月) 日本道路協会 道路土工要綱 (平成21年6月) 日本道路協会 道路緑化技術基準・同解説 (昭和63年12月) 日本道路協会 舗装再生便覧 (平成22年11月) 日本道路協会 舗装調査・試験法便覧 (平成19年6月) 日本道路協会 道路照明施設設置基準・同解説 (平成19年10月) 日本道路協会 視線誘導標設置基準・同解説 (昭和59年10月) 日本道路協会 道路反射鏡設置指針 (昭和55年12月) 国土交通省 防護柵の設置基準の改定について (平成16年3月) 日本道路協会 防護柵の設置基準・同解説 (平成20年1月) 日本道路協会 道路標識設置基準・同解説 (昭和62年1月) 日本道路協会 視覚障害者誘導用ブロック設置指針・同解説 (昭和60年9月) 日本道路協会 道路橋床版防水便覧 (平成19年3月) 建設省 道路附属物の基礎について (昭和50年7月) 日本道路協会 アスファルト混合所便覧 (平成8年度版) (平成8年10月) 日本道路協会 舗装施工便覧 (平成18年2月) 日本道路協会 舗装の構造に関する技術基準・同解説 (平成13年9月) 日本道路協会 舗装設計施工指針 (平成18年2月) 日本道路協会 舗装設計便覧 (平成18年2月) 土木学会 舗装標準示方書 (平成27年10月)</p>	<p>第2章 舗装 (6-17) 第2節 適用すべき諸基準 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と協議しなければならない。</p> <p>日本道路協会 アスファルト舗装工事共通仕様書解説 (平成28年3月) 日本道路協会 道路土工要綱 (平成21年6月) 日本道路協会 道路緑化技術基準・同解説 (昭和63年12月) 日本道路協会 舗装再生便覧 (平成22年11月) 日本道路協会 舗装調査・試験法便覧 (平成19年6月) 日本道路協会 道路照明施設設置基準・同解説 (平成19年10月) 日本道路協会 視線誘導標設置基準・同解説 (昭和59年10月) 日本道路協会 道路反射鏡設置指針 (昭和55年12月) 国土交通省 防護柵の設置基準の改定について (平成16年3月) 日本道路協会 防護柵の設置基準・同解説 (平成28年12月) 日本道路協会 道路標識設置基準・同解説 (昭和62年1月) 日本道路協会 視覚障害者誘導用ブロック設置指針・同解説 (昭和60年9月) 日本道路協会 道路橋床版防水便覧 (平成19年3月) 建設省 道路附属物の基礎について (昭和50年7月) 日本道路協会 アスファルト混合所便覧 (平成8年度版) (平成8年10月) 日本道路協会 舗装施工便覧 (平成18年2月) 日本道路協会 舗装の構造に関する技術基準・同解説 (平成13年9月) 日本道路協会 舗装設計施工指針 (平成18年2月) 日本道路協会 舗装設計便覧 (平成18年2月) 土木学会 舗装標準示方書 (平成27年10月) <u>日本みち研究所 補訂版道路のデザイン—道路デザイン指針(案)とその解説—</u> (平成29年11月) <u>日本みち研究所 景観に配慮した道路附属物等ガイドライン</u> (平成29年11月)</p>	<p>国土交通省の改定による</p> <p>適用すべき諸基準の追加、更新</p>

第6編 道路編

現 行	一 部 改 正	備 考																																																																																													
<p>第8節 防護柵工 (6-22) 2-8-1 一般事項 3. 適用規定 受注者は、防護柵工の施工にあたって、「防護柵の設置基準・同解説4-1. 施工の規定」(日本道路協会、平成20年1月改訂)、「道路土工要綱第5章施工計画」(日本道路協会、平成21年6月)の規定及び第1編 3-3-8 路側防護柵工、3-3-7 防止柵工の規定による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。</p>	<p>第8節 防護柵工 (6-22) 2-8-1 一般事項 3. 適用規定 受注者は、防護柵工の施工にあたって、「防護柵の設置基準・同解説4-1. 施工の規定」(日本道路協会、平成28年12月改訂)、「道路土工要綱第5章施工計画」(日本道路協会、平成21年6月)の規定及び第1編 3-3-8 路側防護柵工、3-3-7 防止柵工の規定による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。</p>	<p>国土交通省の改定による 適用すべき諸基準の更新</p>																																																																																													
<p>第3章 橋梁下部 (6-35) 第2節 適用すべき諸基準 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と協議しなければならない。</p> <table border="0"> <tr><td>日本道路協会</td><td>道路橋示方書・同解説 (I 共通編 II 鋼橋編)</td><td>(平成24年3月)</td></tr> <tr><td>日本道路協会</td><td>道路橋示方書・同解説 (I 共通編 IV 下部構造編)</td><td>(平成24年3月)</td></tr> <tr><td>日本道路協会</td><td>道路橋示方書・同解説 (V 耐震設計編)</td><td>(平成24年3月)</td></tr> <tr><td>日本道路協会</td><td>鋼道路橋施工便覧</td><td>(昭和60年2月)</td></tr> <tr><td>日本道路協会</td><td>道路橋支承便覧</td><td>(平成16年4月)</td></tr> <tr><td>日本道路協会</td><td>鋼道路橋防食便覧</td><td>(平成26年3月)</td></tr> <tr><td>日本道路協会</td><td>道路橋補修便覧</td><td>(昭和54年2月)</td></tr> <tr><td>日本道路協会</td><td>杭基礎施工便覧</td><td>(平成19年1月)</td></tr> <tr><td>日本道路協会</td><td>杭基礎設計便覧</td><td>(平成19年1月)</td></tr> <tr><td>日本道路協会</td><td>鋼管矢板基礎設計施工便覧</td><td>(平成9年12月)</td></tr> <tr><td>日本道路協会</td><td>道路土工要綱</td><td>(平成21年6月)</td></tr> <tr><td>日本道路協会</td><td>道路土工一擁壁工指針</td><td>(平成24年7月)</td></tr> <tr><td>日本道路協会</td><td>道路土工一カルバート工指針</td><td>(平成22年3月)</td></tr> <tr><td>日本道路協会</td><td>道路土工一仮設構造物工指針</td><td>(平成11年3月)</td></tr> </table>	日本道路協会	道路橋示方書・同解説 (I 共通編 II 鋼橋編)	(平成24年3月)	日本道路協会	道路橋示方書・同解説 (I 共通編 IV 下部構造編)	(平成24年3月)	日本道路協会	道路橋示方書・同解説 (V 耐震設計編)	(平成24年3月)	日本道路協会	鋼道路橋施工便覧	(昭和60年2月)	日本道路協会	道路橋支承便覧	(平成16年4月)	日本道路協会	鋼道路橋防食便覧	(平成26年3月)	日本道路協会	道路橋補修便覧	(昭和54年2月)	日本道路協会	杭基礎施工便覧	(平成19年1月)	日本道路協会	杭基礎設計便覧	(平成19年1月)	日本道路協会	鋼管矢板基礎設計施工便覧	(平成9年12月)	日本道路協会	道路土工要綱	(平成21年6月)	日本道路協会	道路土工一擁壁工指針	(平成24年7月)	日本道路協会	道路土工一カルバート工指針	(平成22年3月)	日本道路協会	道路土工一仮設構造物工指針	(平成11年3月)	<p>第3章 橋梁下部 (6-35) 第2節 適用すべき諸基準 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と協議しなければならない。</p> <table border="0"> <tr><td>日本道路協会</td><td>道路橋示方書・同解説 (I 共通編)</td><td>(平成29年11月)</td></tr> <tr><td>日本道路協会</td><td>道路橋示方書・同解説 (II 鋼橋・鋼部材編)</td><td>(平成29年11月)</td></tr> <tr><td>日本道路協会</td><td>道路橋示方書・同解説 (IV 下部構造編)</td><td>(平成29年11月)</td></tr> <tr><td>日本道路協会</td><td>道路橋示方書・同解説 (V 耐震設計編)</td><td>(平成29年11月)</td></tr> <tr><td>日本道路協会</td><td>鋼道路橋施工便覧</td><td>(昭和60年2月)</td></tr> <tr><td>日本道路協会</td><td>道路橋支承便覧</td><td>(平成16年4月)</td></tr> <tr><td>日本道路協会</td><td>鋼道路橋防食便覧</td><td>(平成26年3月)</td></tr> <tr><td>日本道路協会</td><td>道路橋補修便覧</td><td>(昭和54年2月)</td></tr> <tr><td>日本道路協会</td><td>杭基礎施工便覧</td><td>(平成19年1月)</td></tr> <tr><td>日本道路協会</td><td>杭基礎設計便覧</td><td>(平成19年1月)</td></tr> <tr><td>日本道路協会</td><td>鋼管矢板基礎設計施工便覧</td><td>(平成9年12月)</td></tr> <tr><td>日本道路協会</td><td>道路土工要綱</td><td>(平成21年6月)</td></tr> <tr><td>日本道路協会</td><td>道路土工一擁壁工指針</td><td>(平成24年7月)</td></tr> <tr><td>日本道路協会</td><td>道路土工一カルバート工指針</td><td>(平成22年3月)</td></tr> <tr><td>日本道路協会</td><td>道路土工一仮設構造物工指針</td><td>(平成11年3月)</td></tr> <tr><td>日本みち研究所</td><td>補訂版道路のデザイン—道路デザイン指針(案)とその解説—</td><td>(平成29年11月)</td></tr> <tr><td>日本みち研究所</td><td>景観に配慮した道路附属物等ガイドライン</td><td>(平成29年11月)</td></tr> </table>	日本道路協会	道路橋示方書・同解説 (I 共通編)	(平成29年11月)	日本道路協会	道路橋示方書・同解説 (II 鋼橋・鋼部材編)	(平成29年11月)	日本道路協会	道路橋示方書・同解説 (IV 下部構造編)	(平成29年11月)	日本道路協会	道路橋示方書・同解説 (V 耐震設計編)	(平成29年11月)	日本道路協会	鋼道路橋施工便覧	(昭和60年2月)	日本道路協会	道路橋支承便覧	(平成16年4月)	日本道路協会	鋼道路橋防食便覧	(平成26年3月)	日本道路協会	道路橋補修便覧	(昭和54年2月)	日本道路協会	杭基礎施工便覧	(平成19年1月)	日本道路協会	杭基礎設計便覧	(平成19年1月)	日本道路協会	鋼管矢板基礎設計施工便覧	(平成9年12月)	日本道路協会	道路土工要綱	(平成21年6月)	日本道路協会	道路土工一擁壁工指針	(平成24年7月)	日本道路協会	道路土工一カルバート工指針	(平成22年3月)	日本道路協会	道路土工一仮設構造物工指針	(平成11年3月)	日本みち研究所	補訂版道路のデザイン—道路デザイン指針(案)とその解説—	(平成29年11月)	日本みち研究所	景観に配慮した道路附属物等ガイドライン	(平成29年11月)	<p>国土交通省の改定による 適用すべき諸基準の追加、更新</p>
日本道路協会	道路橋示方書・同解説 (I 共通編 II 鋼橋編)	(平成24年3月)																																																																																													
日本道路協会	道路橋示方書・同解説 (I 共通編 IV 下部構造編)	(平成24年3月)																																																																																													
日本道路協会	道路橋示方書・同解説 (V 耐震設計編)	(平成24年3月)																																																																																													
日本道路協会	鋼道路橋施工便覧	(昭和60年2月)																																																																																													
日本道路協会	道路橋支承便覧	(平成16年4月)																																																																																													
日本道路協会	鋼道路橋防食便覧	(平成26年3月)																																																																																													
日本道路協会	道路橋補修便覧	(昭和54年2月)																																																																																													
日本道路協会	杭基礎施工便覧	(平成19年1月)																																																																																													
日本道路協会	杭基礎設計便覧	(平成19年1月)																																																																																													
日本道路協会	鋼管矢板基礎設計施工便覧	(平成9年12月)																																																																																													
日本道路協会	道路土工要綱	(平成21年6月)																																																																																													
日本道路協会	道路土工一擁壁工指針	(平成24年7月)																																																																																													
日本道路協会	道路土工一カルバート工指針	(平成22年3月)																																																																																													
日本道路協会	道路土工一仮設構造物工指針	(平成11年3月)																																																																																													
日本道路協会	道路橋示方書・同解説 (I 共通編)	(平成29年11月)																																																																																													
日本道路協会	道路橋示方書・同解説 (II 鋼橋・鋼部材編)	(平成29年11月)																																																																																													
日本道路協会	道路橋示方書・同解説 (IV 下部構造編)	(平成29年11月)																																																																																													
日本道路協会	道路橋示方書・同解説 (V 耐震設計編)	(平成29年11月)																																																																																													
日本道路協会	鋼道路橋施工便覧	(昭和60年2月)																																																																																													
日本道路協会	道路橋支承便覧	(平成16年4月)																																																																																													
日本道路協会	鋼道路橋防食便覧	(平成26年3月)																																																																																													
日本道路協会	道路橋補修便覧	(昭和54年2月)																																																																																													
日本道路協会	杭基礎施工便覧	(平成19年1月)																																																																																													
日本道路協会	杭基礎設計便覧	(平成19年1月)																																																																																													
日本道路協会	鋼管矢板基礎設計施工便覧	(平成9年12月)																																																																																													
日本道路協会	道路土工要綱	(平成21年6月)																																																																																													
日本道路協会	道路土工一擁壁工指針	(平成24年7月)																																																																																													
日本道路協会	道路土工一カルバート工指針	(平成22年3月)																																																																																													
日本道路協会	道路土工一仮設構造物工指針	(平成11年3月)																																																																																													
日本みち研究所	補訂版道路のデザイン—道路デザイン指針(案)とその解説—	(平成29年11月)																																																																																													
日本みち研究所	景観に配慮した道路附属物等ガイドライン	(平成29年11月)																																																																																													

第6編 道路編

現 行	一 部 改 正	備 考
<p>第8節 鋼製橋脚工 (6-41) 3-8-10 橋脚架設工 1. 適用規定 受注者は、橋脚架設工の施工については、第1編 3-14-3 架設工（クレーン架設）、「道路橋示方書・同解説（Ⅱ鋼橋編）18章施工」（日本道路協会、平成24年3月）の規定による。これ以外の施工方法による場合は、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。</p>	<p>第8節 鋼製橋脚工 (6-41) 3-8-10 橋脚架設工 1. 適用規定 受注者は、橋脚架設工の施工については、第1編 3-14-3 架設工（クレーン架設）、「道路橋示方書・同解説（Ⅱ鋼橋・鋼部材編）第20章施工」（日本道路協会、平成29年11月）の規定による。これ以外の施工方法による場合は、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。</p>	<p>国土交通省の改定による 適用すべき諸基準の更新</p>
<p>3-8-11 現場継手工 (6-41) 2. 適用規定（2） 受注者は、現場継手工の施工については、「道路橋示方書・同解説（Ⅱ鋼橋編）18章施工」（日本道路協会、平成24年3月）、「鋼道路橋施工便覧Ⅳ架設編第3章架設」（日本道路協会、平成27年3月）の規定による。これ以外による場合は、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。</p>	<p>3-8-11 現場継手工 (6-41) 2. 適用規定（2） 受注者は、現場継手工の施工については、「道路橋示方書（Ⅱ鋼橋・鋼部材編）・同解説第20章施工」（日本道路協会、平成29年11月）、「鋼道路橋施工便覧Ⅳ架設編第3章架設」（日本道路協会、平成27年3月）の規定による。これ以外による場合は、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。</p>	<p>国土交通省の改定による 適用すべき諸基準の更新</p>

第6編 道路編

現 行	一 部 改 正	備 考
<p>第4章 鋼橋上部 (6-45) 第2節 適用すべき諸基準 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と協議しなければならない。</p> <p>日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (I 共通編 II 鋼橋編) (平成24年3月) 日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (V 耐震設計編) (平成24年3月) 日本道路協会 鋼道路橋施工便覧 (昭和60年2月) 日本道路協会 鋼道路橋設計便覧 (昭和55年8月) 日本道路協会 道路橋支承便覧 (平成16年4月) 日本道路協会 鋼道路橋防食便覧 (平成26年3月) 日本道路協会 道路照明施設設置基準・同解説 (平成19年10月) 日本道路協会 防護柵の設置基準・同解説 (平成20年1月) 日本道路協会 立体横断施設技術基準・同解説 (昭和54年1月) 日本道路協会 鋼道路橋の細部構造に関する資料集 (平成3年7月) 日本道路協会 道路橋床版防水便覧 (平成19年3月) 日本道路協会 鋼道路橋の疲労設計指針 (平成14年3月)</p>	<p>第4章 鋼橋上部 (6-45) 第2節 適用すべき諸基準 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と協議しなければならない。</p> <p>日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (I 共通編) (平成29年11月) 日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (II 鋼橋・鋼部材編) (平成29年11月) 日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (V 耐震設計編) (平成29年11月) 日本道路協会 鋼道路橋施工便覧 (昭和60年2月) 日本道路協会 鋼道路橋設計便覧 (昭和55年8月) 日本道路協会 道路橋支承便覧 (平成16年4月) 日本道路協会 鋼道路橋防食便覧 (平成26年3月) 日本道路協会 道路照明施設設置基準・同解説 (平成19年10月) 日本道路協会 防護柵の設置基準・同解説 (平成28年12月) 日本道路協会 立体横断施設技術基準・同解説 (昭和54年1月) 日本道路協会 鋼道路橋の細部構造に関する資料集 (平成3年7月) 日本道路協会 道路橋床版防水便覧 (平成19年3月) 日本道路協会 鋼道路橋の疲労設計指針 (平成14年3月)</p> <p><u>日本みち研究所 補訂版道路のデザイン—道路デザイン指針(案)とその解説—</u> (平成29年11月) <u>日本みち研究所 景観に配慮した道路附属物等ガイドライン</u> (平成29年11月)</p>	<p>国土交通省の 改定による</p> <p>適用すべき諸 基準の追加、 更新</p>

第6編 道路編

現 行	一 部 改 正	備 考
<p>第5章 コンクリート橋上部 (6-53) 第2節 適用すべき諸基準 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と協議しなければならない。</p> <p>日本道路協会 道路橋示方書・同解説 <u>(Ⅰ共通編 Ⅲコンクリート橋編)</u> <u>(平成24年3月)</u> 日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (Ⅴ耐震設計編) <u>(平成24年3月)</u> 日本道路協会 道路橋支承便覧 (平成16年4月) 土木学会 プレストレストコンクリート工法設計施工指針 (平成3年4月) 日本道路協会 コンクリート道路橋設計便覧 (平成6年2月) 日本道路協会 コンクリート道路橋施工便覧 (平成10年1月) 日本道路協会 防護柵の設置基準・同解説 (平成20年1月) 日本道路協会 道路照明施設設置基準・同解説 (平成19年10月) 建設省土木研究所 プレキャストブロック工法によるプレストレストコンクリート道路橋設計・施工指針(案) (平成7年12月) 国土開発技術研究センター プレビーム合成げた橋設計施工指針 (平成9年7月)</p>	<p>第5章 コンクリート橋上部 (6-53) 第2節 適用すべき諸基準 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と協議しなければならない。</p> <p>日本道路協会 道路橋示方書・同解説 <u>(Ⅰ共通編)</u> <u>(平成29年11月)</u> 日本道路協会 道路橋示方書・同解説 <u>(Ⅲコンクリート橋・コンクリート部材編)</u> <u>(平成29年11月)</u> 日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (Ⅴ耐震設計編) <u>(平成29年11月)</u> 日本道路協会 道路橋支承便覧 (平成16年4月) 土木学会 プレストレストコンクリート工法設計施工指針 (平成3年4月) 日本道路協会 コンクリート道路橋設計便覧 (平成6年2月) 日本道路協会 コンクリート道路橋施工便覧 (平成10年1月) 日本道路協会 防護柵の設置基準・同解説 (平成28年12月) 日本道路協会 道路照明施設設置基準・同解説 (平成19年10月) 建設省土木研究所 プレキャストブロック工法によるプレストレストコンクリート道路橋設計・施工指針(案) (平成7年12月) 国土開発技術研究センター プレビーム合成げた橋設計施工指針 (平成9年7月) <u>日本みち研究所 補訂版道路のデザイン—道路デザイン指針(案)とその解説—</u> <u>(平成29年11月)</u> <u>日本みち研究所 景観に配慮した道路附属物等ガイドライン</u> <u>(平成29年11月)</u></p>	<p>国土交通省の改定による</p> <p>適用すべき諸基準の追加、更新</p>

第6編 道路編

現 行	一 部 改 正	備 考
<p>第6章 トンネル（NATM）（6-66～67） 第2節 適用すべき諸基準 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と協議しなければならない。</p> <p>建設省 道路トンネル技術基準 (平成元年5月) 日本道路協会 道路トンネル技術基準（構造編）・同解説 (平成15年11月) 日本道路協会 道路トンネル非常用施設設置基準・同解説 (平成13年10月) 土木学会 トンネル標準示方書 山岳工法編・同解説 (平成28年8月) 土木学会 トンネル標準示方書 開削工法編・同解説 (平成28年8月) 土木学会 トンネル標準示方書 シールド工法編・同解説 (平成28年8月) 日本道路協会 道路トンネル観察・計測指針 (平成21年2月) 建設省 道路トンネルにおける非常用施設（警報装置）の標準仕様 (昭和43年12月) 建設省 道路トンネル非常用施設設置基準 (昭和56年4月) 日本道路協会 道路土工—擁壁工指針 (平成24年7月) 日本道路協会 道路土工—カルバート工指針 (平成22年3月) 日本道路協会 道路土工—仮設構造物工指針 (平成11年3月) 建設労働災害防止協会 ずい道等建設工事における換気技術指針（換気技術の設計及び粉じん等の測定） (平成24年3月) 日本道路協会 道路トンネル安全施工技術指針 (平成8年10月) 厚生労働省 ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン (平成23年3月) 林野庁 林道技術基準 (平成23年4月)</p>	<p>第6章 トンネル（NATM）（6-66～67） 第2節 適用すべき諸基準 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と協議しなければならない。</p> <p>建設省 道路トンネル技術基準 (平成元年5月) 日本道路協会 道路トンネル技術基準（構造編）・同解説 (平成15年11月) 日本道路協会 道路トンネル非常用施設設置基準・同解説 (平成13年10月) 土木学会 トンネル標準示方書 山岳工法編・同解説 (平成28年8月) 土木学会 トンネル標準示方書 開削工法編・同解説 (平成28年8月) 土木学会 トンネル標準示方書 シールド工法編・同解説 (平成28年8月) 日本道路協会 道路トンネル観察・計測指針 (平成21年2月) 建設省 道路トンネルにおける非常用施設（警報装置）の標準仕様 (昭和43年12月) 建設省 道路トンネル非常用施設設置基準 (昭和56年4月) 日本道路協会 道路土工—擁壁工指針 (平成24年7月) 日本道路協会 道路土工—カルバート工指針 (平成22年3月) 日本道路協会 道路土工—仮設構造物工指針 (平成11年3月) 建設労働災害防止協会 ずい道等建設工事における換気技術指針（換気技術の設計及び粉じん等の測定） (平成24年3月) 日本道路協会 道路トンネル安全施工技術指針 (平成8年10月) 厚生労働省 ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン (平成23年3月) 林野庁 林道技術基準 (平成23年4月) <u>日本みち研究所 補訂版道路のデザイン—道路デザイン指針（案）とその解説—</u> <u>(平成29年11月)</u> <u>日本みち研究所 景観に配慮した道路附属物等ガイドライン (平成29年11月)</u></p>	<p>国土交通省の 改定による</p> <p>適用すべき諸 基準の追加</p>

第6編 道路編

現 行	一 部 改 正	備 考
<p>第7章 コンクリートシェッド (6-78) 第2節 適用すべき諸基準 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と協議しなければならない。</p> <p>日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (Ⅰ共通編 Ⅲコンクリート橋編) (平成24年3月) 日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (Ⅰ共通編 Ⅳ下部構造編) (平成24年3月) 日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (Ⅴ耐震設計編) (平成24年3月) 日本道路協会 道路土工要綱 (平成21年6月) 日本道路協会 道路土工一擁壁工指針 (平成24年7月) 日本道路協会 道路土工一カルバート工指針 (平成22年3月) 日本道路協会 道路土工一仮設構造物工指針 (平成11年3月) 土木学会 プレストレストコンクリート工法設計施工指針 (平成3年4月) 日本道路協会 杭基礎施工便覧 (平成19年1月) 日本道路協会 杭基礎設計便覧 (平成19年1月) 日本道路協会 コンクリート道路橋設計便覧 (平成6年3月) 土木学会 コンクリート標準示方書 (設計編) (平成25年3月) 土木学会 コンクリート標準示方書 (施工編) (平成25年3月) 日本道路協会 落石対策便覧 (平成12年6月) 日本建設機械化協会 除雪・防雪ハンドブック (防雪編) (平成16年12月) 日本道路協会 道路橋支承便覧 (平成16年4月) 日本道路協会 道路防雪便覧 (平成2年5月)</p>	<p>第7章 コンクリートシェッド (6-78) 第2節 適用すべき諸基準 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と協議しなければならない。</p> <p>日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (Ⅰ共通編) (平成29年11月) 日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (Ⅲコンクリート橋・コンクリート部材編) (平成29年11月) 日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (Ⅳ下部構造編) (平成29年11月) 日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (Ⅴ耐震設計編) (平成29年11月) 日本道路協会 道路土工要綱 (平成21年6月) 日本道路協会 道路土工一擁壁工指針 (平成24年7月) 日本道路協会 道路土工一カルバート工指針 (平成22年3月) 日本道路協会 道路土工一仮設構造物工指針 (平成11年3月) 土木学会 プレストレストコンクリート工法設計施工指針 (平成3年4月) 日本道路協会 杭基礎施工便覧 (平成19年1月) 日本道路協会 杭基礎設計便覧 (平成19年1月) 日本道路協会 コンクリート道路橋設計便覧 (平成6年3月) 土木学会 コンクリート標準示方書 (設計編) (平成25年3月) 土木学会 コンクリート標準示方書 (施工編) (平成25年3月) 日本道路協会 落石対策便覧 (平成12年6月) 日本建設機械化協会 除雪・防雪ハンドブック (防雪編) (平成16年12月) 日本道路協会 道路橋支承便覧 (平成16年4月) 日本道路協会 道路防雪便覧 (平成2年5月) 日本みち研究所 補訂版道路のデザイン—道路デザイン指針 (案)とその解説— (平成29年11月) 日本みち研究所 景観に配慮した道路附属物等ガイドライン (平成29年11月)</p>	<p>国土交通省の 改定による</p> <p>適用すべき基 準の追加、更 新</p>

第6編 道路編

現 行	一 部 改 正	備 考
<p>第8章 鋼製シェッド (6-83) 第2節 適用すべき諸基準 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と協議しなければならない。</p> <p>日本道路協会 道路橋示方書 (Ⅰ共通編 Ⅱ鋼橋編)・同解説 (平成24年3月) 日本道路協会 道路橋示方書 (Ⅰ共通編 Ⅳ下部構造編)・同解説 (平成24年3月) 日本道路協会 道路橋示方書 (Ⅴ耐震設計編)・同解説 (平成24年3月) 日本道路協会 鋼道路橋施工便覧 (平成27年3月) 日本道路協会 鋼道路橋設計便覧 (昭和55年9月) 日本道路協会 道路橋支承便覧 (平成16年4月) 日本道路協会 鋼道路橋防食便覧 (平成26年3月) 日本道路協会 立体横断施設技術基準・同解説 (昭和54年1月) 日本道路協会 鋼道路橋の細部構造に関する資料集 (平成3年7月) 日本道路協会 杭基礎施工便覧 (平成19年1月) 日本道路協会 杭基礎設計便覧 (平成19年1月) 日本建設機械化協会 除雪・防雪ハンドブック (防雪編) (平成16年12月) 日本道路協会 道路土工要綱 (平成21年6月) 日本道路協会 道路土工一擁壁工指針 (平成24年7月) 日本道路協会 道路土工一カルバート工指針 (平成22年3月) 日本道路協会 道路土工一仮設構造物工指針 (平成11年3月) 日本道路協会 斜面上の深礎基礎設計施工便覧 (平成24年4月) 日本道路協会 落石対策便覧 (平成12年6月) 日本道路協会 道路防雪便覧 (平成2年5月)</p>	<p>第8章 鋼製シェッド (6-83) 第2節 適用すべき諸基準 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と協議しなければならない。</p> <p>日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (Ⅰ共通編) (平成29年11月) 日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (Ⅱ鋼橋・鋼部材編) (平成29年11月) 日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (Ⅳ下部構造編) (平成29年11月) 日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (Ⅴ耐震設計編) (平成29年11月) 日本道路協会 鋼道路橋施工便覧 (平成27年3月) 日本道路協会 鋼道路橋設計便覧 (昭和55年9月) 日本道路協会 道路橋支承便覧 (平成16年4月) 日本道路協会 鋼道路橋防食便覧 (平成26年3月) 日本道路協会 立体横断施設技術基準・同解説 (昭和54年1月) 日本道路協会 鋼道路橋の細部構造に関する資料集 (平成3年7月) 日本道路協会 杭基礎施工便覧 (平成19年1月) 日本道路協会 杭基礎設計便覧 (平成19年1月) 日本建設機械化協会 除雪・防雪ハンドブック (防雪編) (平成16年12月) 日本道路協会 道路土工要綱 (平成21年6月) 日本道路協会 道路土工一擁壁工指針 (平成24年7月) 日本道路協会 道路土工一カルバート工指針 (平成22年3月) 日本道路協会 道路土工一仮設構造物工指針 (平成11年3月) 日本道路協会 斜面上の深礎基礎設計施工便覧 (平成24年4月) 日本道路協会 落石対策便覧 (平成12年6月) 日本道路協会 道路防雪便覧 (平成2年5月) <u>日本みち研究所 補訂版道路のデザイン—道路デザイン指針(案)とその解説—</u> (平成29年11月) <u>日本みち研究所 景観に配慮した道路附属物等ガイドライン</u> (平成29年11月)</p>	<p>国土交通省の 改定による</p> <p>適用すべき基 準の追加、更 新</p>

第6編 道路編

現 行	一 部 改 正	備 考
<p>第9章 地下横断歩道 (6-88) 第2節 適用すべき諸基準 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と協議しなければならない。</p> <p>日本道路協会 立体横断施設技術基準・同解説 (昭和54年1月) 日本道路協会 杭基礎設計便覧 (平成19年1月) 日本道路協会 道路土エーカルバート工指針 (平成22年3月)</p>	<p>第9章 地下横断歩道 (6-88) 第2節 適用すべき諸基準 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と協議しなければならない。</p> <p>日本道路協会 立体横断施設技術基準・同解説 (昭和54年1月) 日本道路協会 杭基礎設計便覧 (平成19年1月) 日本道路協会 道路土エーカルバート工指針 (平成22年3月)</p> <p><u>日本みち研究所 補訂版道路のデザイン—道路デザイン指針(案)とその解説—</u> (平成29年11月) <u>日本みち研究所 景観に配慮した道路附属物等ガイドライン</u> (平成29年11月)</p>	<p>国土交通省の改定による</p> <p>適用すべき諸基準の追加</p>
<p>第10章 地下駐車場 (6-91) 第2節 適用すべき諸基準 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と協議しなければならない。</p> <p>日本道路協会 駐車場設計・施工指針 (平成4年11月) 駐車場整備推進機構 大規模機械式駐車場設計・施工技術資料 (平成10年6月) 日本道路協会 道路構造令の解説と運用 (平成27年6月)</p>	<p>第10章 地下駐車場 (6-91) 第2節 適用すべき諸基準 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と協議しなければならない。</p> <p>日本道路協会 駐車場設計・施工指針 (平成4年11月) 駐車場整備推進機構 大規模機械式駐車場設計・施工技術資料 (平成10年6月) 日本道路協会 道路構造令の解説と運用 (平成27年6月)</p> <p><u>日本みち研究所 補訂版道路のデザイン—道路デザイン指針(案)とその解説—</u> (平成29年11月) <u>日本みち研究所 景観に配慮した道路附属物等ガイドライン</u> (平成29年11月)</p>	<p>国土交通省の改定による</p> <p>適用すべき諸基準の追加</p>

第6編 道路編

現 行	一 部 改 正	備 考
<p>第11章 共同溝 (6-94) 第2節 適用すべき諸基準 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と協議しなければならない。</p> <p>日本道路協会 共同溝設計指針 (昭和61年3月) 道路保全技術センター プレキャストコンクリート共同溝設計・施工要領(案) (平成6年3月) 土木学会 トンネル標準示方書 シールド工法編・同解説 (平成28年8月)</p>	<p>第11章 共同溝 (6-94) 第2節 適用すべき諸基準 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と協議しなければならない。</p> <p>日本道路協会 共同溝設計指針 (昭和61年3月) 道路保全技術センター プレキャストコンクリート共同溝設計・施工要領(案) (平成6年3月) 土木学会 トンネル標準示方書 シールド工法編・同解説 (平成28年8月) <u>日本みち研究所 補訂版道路のデザイン—道路デザイン指針(案)とその解説—</u> (平成29年11月) <u>日本みち研究所 景観に配慮した道路附属物等ガイドライン</u> (平成29年11月)</p>	<p>国土交通省の改定による</p> <p>適用すべき諸基準の追加</p>
<p>第12章 電線共同溝 (6-98) 第2節 適用すべき諸基準 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と協議しなければならない。</p> <p>道路保全技術センター 電線共同溝 (平成7年11月)</p>	<p>第12章 電線共同溝 (6-98) 第2節 適用すべき諸基準 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と協議しなければならない。</p> <p>道路保全技術センター 電線共同溝 (平成7年11月) <u>日本みち研究所 補訂版道路のデザイン—道路デザイン指針(案)とその解説—</u> (平成29年11月) <u>日本みち研究所 景観に配慮した道路附属物等ガイドライン</u> (平成29年11月)</p>	<p>国土交通省の改定による</p> <p>適用すべき諸基準の追加</p>

第6編 道路編

現 行	一 部 改 正	備 考
<p>第13章 情報ボックス工 (6-101) 第2節 適用すべき諸基準 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と協議しなければならない。</p> <p>道路保全技術センター 電線共同溝 (平成7年11月)</p>	<p>第13章 情報ボックス工 (6-101) 第2節 適用すべき諸基準 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と協議しなければならない。</p> <p>道路保全技術センター 電線共同溝 (平成7年11月) <u>日本みち研究所 補訂版道路のデザイン—道路デザイン指針(案)とその解説—</u> (平成29年11月) <u>日本みち研究所 景観に配慮した道路附属物等ガイドライン</u> (平成29年11月)</p>	<p>国土交通省の改定による</p> <p>適用すべき諸基準の追加</p>
<p>第14章 道路維持 (6-102) 第2節 適用すべき諸基準 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と協議しなければならない。</p> <p>日本道路協会 道路維持修繕要綱 (昭和53年7月) 日本道路協会 舗装再生便覧 (平成22年11月) 日本道路協会 舗装調査・試験法便覧 (平成19年6月) 日本道路協会 道路橋補修便覧 (昭和54年2月) 日本道路協会 道路トンネル維持管理便覧(本土工編) (平成27年6月) 日本道路協会 道路緑化技術基準・同解説 (平成28年3月) 日本道路協会 舗装施工便覧 (平成18年2月) 日本道路協会 舗装の構造に関する技術基準・同解説 (平成13年9月) 日本道路協会 舗装設計施工指針 (平成18年2月) 日本道路協会 舗装設計便覧 (平成18年2月) <u>国土技術研究センター 景観に配慮した防護柵の整備ガイドライン</u> (平成16年5月)</p>	<p>第14章 道路維持 (6-102) 第2節 適用すべき諸基準 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と協議しなければならない。</p> <p>日本道路協会 道路維持修繕要綱 (昭和53年7月) 日本道路協会 舗装再生便覧 (平成22年11月) 日本道路協会 舗装調査・試験法便覧 (平成19年6月) 日本道路協会 道路橋補修便覧 (昭和54年2月) 日本道路協会 道路トンネル維持管理便覧(本土工編) (平成27年6月) 日本道路協会 道路緑化技術基準・同解説 (平成28年3月) 日本道路協会 舗装施工便覧 (平成18年2月) 日本道路協会 舗装の構造に関する技術基準・同解説 (平成13年9月) 日本道路協会 舗装設計施工指針 (平成18年2月) 日本道路協会 舗装設計便覧 (平成18年2月) <u>日本みち研究所 補訂版道路のデザイン—道路デザイン指針(案)とその解説—</u> (平成29年11月) <u>日本みち研究所 景観に配慮した道路附属物等ガイドライン</u> (平成29年11月)</p>	<p>国土交通省の改定による</p> <p>適用すべき諸基準の削除</p> <p>適用すべき諸基準の追加</p>

第6編 道路編

現 行	一 部 改 正	備 考
<p>第15章 雪寒 (6-129) 第2節 適用すべき諸基準 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と協議しなければならない。</p> <p>日本建設機械化協会 除雪・防雪ハンドブック（除雪編） (平成16年12月) 日本道路協会 道路維持修繕要綱 (昭和53年7月) 日本建設機械化協会 除雪・防雪ハンドブック（防雪編） (平成16年12月) 日本道路協会 道路防雪便覧 (平成2年5月) 日本道路協会 舗装設計施工指針 (平成18年2月) 日本道路協会 舗装の構造に関する技術基準・同解説 (平成13年9月) 日本道路協会 舗装施工便覧 (平成18年2月)</p>	<p>第15章 雪寒 (6-129) 第2節 適用すべき諸基準 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と協議しなければならない。</p> <p>日本建設機械化協会 除雪・防雪ハンドブック（除雪編） (平成16年12月) 日本道路協会 道路維持修繕要綱 (昭和53年7月) 日本建設機械化協会 除雪・防雪ハンドブック（防雪編） (平成16年12月) 日本道路協会 道路防雪便覧 (平成2年5月) 日本道路協会 舗装設計施工指針 (平成18年2月) 日本道路協会 舗装の構造に関する技術基準・同解説 (平成13年9月) 日本道路協会 舗装施工便覧 (平成18年2月)</p> <p><u>日本みち研究所 補訂版道路のデザイン—道路デザイン指針（案）とその解説—</u> (平成29年11月) <u>日本みち研究所 景観に配慮した道路附属物等ガイドライン</u> (平成29年11月)</p>	<p>国土交通省の改定による</p> <p>適用すべき諸基準の追加</p>
<p>第16章 道路修繕 (6-134) 第2節 適用すべき諸基準 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と協議しなければならない。</p> <p>日本道路協会 道路維持修繕要綱 (昭和53年7月) 日本道路協会 鋼道路橋防食便覧 (平成26年3月) 日本道路協会 舗装調査・試験法便覧 (平成19年6月) 日本道路協会 舗装再生便覧 (平成22年11月) 日本道路協会 道路橋補修便覧 (昭和54年2月) 日本道路協会 舗装施工便覧 (平成18年2月) 日本道路協会 舗装の構造に関する技術基準・同解説 (平成13年9月) 日本道路協会 舗装設計施工指針 (平成18年2月) 日本道路協会 舗装設計便覧 (平成18年2月)</p>	<p>第16章 道路修繕 (6-134) 第2節 適用すべき諸基準 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と協議しなければならない。</p> <p>日本道路協会 道路維持修繕要綱 (昭和53年7月) 日本道路協会 鋼道路橋防食便覧 (平成26年3月) 日本道路協会 舗装調査・試験法便覧 (平成19年6月) 日本道路協会 舗装再生便覧 (平成22年11月) 日本道路協会 道路橋補修便覧 (昭和54年2月) 日本道路協会 舗装施工便覧 (平成18年2月) 日本道路協会 舗装の構造に関する技術基準・同解説 (平成13年9月) 日本道路協会 舗装設計施工指針 (平成18年2月) 日本道路協会 舗装設計便覧 (平成18年2月)</p> <p><u>日本みち研究所 補訂版道路のデザイン—道路デザイン指針（案）とその解説—</u> (平成29年11月) <u>日本みち研究所 景観に配慮した道路附属物等ガイドライン</u> (平成29年11月)</p>	<p>国土交通省の改定による</p> <p>適用すべき諸基準の追加</p>

三重県公共工事共通仕様書 第11編 水道・工業用水道編 新旧対照表

現 行	一 部 改 正	備 考																																																																																																																																												
<p>1-1-2 適用すべき諸基準 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として、設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員に確認を求めなければならない。</p> <table border="0"> <tr> <td>(公社)日本水道協会</td> <td>水道施設設計指針</td> <td>(2012)</td> </tr> <tr> <td>(公社)日本水道協会</td> <td>水道維持管理指針</td> <td>(2016)</td> </tr> <tr> <td>(公社)日本水道協会</td> <td>水道施設耐震工法指針・解説</td> <td>(2009)</td> </tr> <tr> <td>(一社)日本工業用水協会</td> <td>工業用水道施設設計指針・解説</td> <td><u>(2004)</u></td> </tr> <tr> <td>(一社)日本工業用水協会</td> <td>工業用水道維持管理指針</td> <td>(2015)</td> </tr> </table>	(公社)日本水道協会	水道施設設計指針	(2012)	(公社)日本水道協会	水道維持管理指針	(2016)	(公社)日本水道協会	水道施設耐震工法指針・解説	(2009)	(一社)日本工業用水協会	工業用水道施設設計指針・解説	<u>(2004)</u>	(一社)日本工業用水協会	工業用水道維持管理指針	(2015)	<p>1-1-2 適用すべき諸基準 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として、設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員に確認を求めなければならない。</p> <table border="0"> <tr> <td>(公社)日本水道協会</td> <td>水道施設設計指針</td> <td>(2012)</td> </tr> <tr> <td>(公社)日本水道協会</td> <td>水道維持管理指針</td> <td>(2016)</td> </tr> <tr> <td>(公社)日本水道協会</td> <td>水道施設耐震工法指針・解説</td> <td>(2009)</td> </tr> <tr> <td>(一社)日本工業用水協会</td> <td>工業用水道施設設計指針・解説</td> <td><u>(2018)</u></td> </tr> <tr> <td>(一社)日本工業用水協会</td> <td>工業用水道維持管理指針</td> <td>(2015)</td> </tr> </table>	(公社)日本水道協会	水道施設設計指針	(2012)	(公社)日本水道協会	水道維持管理指針	(2016)	(公社)日本水道協会	水道施設耐震工法指針・解説	(2009)	(一社)日本工業用水協会	工業用水道施設設計指針・解説	<u>(2018)</u>	(一社)日本工業用水協会	工業用水道維持管理指針	(2015)	<p>主要技術基準の改定による</p>																																																																																																														
(公社)日本水道協会	水道施設設計指針	(2012)																																																																																																																																												
(公社)日本水道協会	水道維持管理指針	(2016)																																																																																																																																												
(公社)日本水道協会	水道施設耐震工法指針・解説	(2009)																																																																																																																																												
(一社)日本工業用水協会	工業用水道施設設計指針・解説	<u>(2004)</u>																																																																																																																																												
(一社)日本工業用水協会	工業用水道維持管理指針	(2015)																																																																																																																																												
(公社)日本水道協会	水道施設設計指針	(2012)																																																																																																																																												
(公社)日本水道協会	水道維持管理指針	(2016)																																																																																																																																												
(公社)日本水道協会	水道施設耐震工法指針・解説	(2009)																																																																																																																																												
(一社)日本工業用水協会	工業用水道施設設計指針・解説	<u>(2018)</u>																																																																																																																																												
(一社)日本工業用水協会	工業用水道維持管理指針	(2015)																																																																																																																																												
<p>7-2-6 塗装記録</p> <p>様式1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="4">整理番号</th> </tr> <tr> <th colspan="4">塗 装 管 理 記 録</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>構 造 物 名</td> <td></td> <td>所 在 地</td> <td></td> </tr> <tr> <td>戸 総 面 積</td> <td>m²</td> <td>塗 装 年 月</td> <td>年 月</td> </tr> <tr> <td>塗 装 前 の 状 態</td> <td></td> <td>完 了 後 膜 厚</td> <td>μ</td> </tr> <tr> <td>塗 装 業 者 名</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>塗 装 メーカー名</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="6">塗 装 仕 様</td> <td>ケレン種別</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第 1 層</td> <td>(塗料名)</td> <td>g/m²</td> </tr> <tr> <td>第 2 層</td> <td>〃</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>第 3 層</td> <td>〃</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>第 4 層</td> <td>〃</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>第 5 層</td> <td>〃</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">塗 料 名</td> <td>第 1 層</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第 2 層</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第 3 層</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第 4 層</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第 5 層</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第 6 層</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>備 考 欄</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 用紙の大きさは日本工業規格A4とする。</p>	整理番号				塗 装 管 理 記 録				構 造 物 名		所 在 地		戸 総 面 積	m ²	塗 装 年 月	年 月	塗 装 前 の 状 態		完 了 後 膜 厚	μ	塗 装 業 者 名				塗 装 メーカー名				塗 装 仕 様	ケレン種別			第 1 層	(塗料名)	g/m ²	第 2 層	〃	〃	第 3 層	〃	〃	第 4 層	〃	〃	第 5 層	〃	〃	塗 料 名	第 1 層			第 2 層			第 3 層			第 4 層			第 5 層			第 6 層			備 考 欄				<p>7-2-6 塗装記録</p> <p>様式1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="4">整理番号</th> </tr> <tr> <th colspan="4">塗 装 管 理 記 録</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>構 造 物 名</td> <td></td> <td>所 在 地</td> <td></td> </tr> <tr> <td>塗 装 面 積</td> <td>m²</td> <td>塗 装 年 月</td> <td>年 月</td> </tr> <tr> <td>塗 装 前 の 状 態</td> <td></td> <td>完 了 後 膜 厚</td> <td>μ</td> </tr> <tr> <td>塗 装 業 者 名</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>塗 装 メーカー名</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="6">塗 装 仕 様</td> <td>ケレン種別</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第 1 層</td> <td>(塗料名)</td> <td>g/m²</td> </tr> <tr> <td>第 2 層</td> <td>〃</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>第 3 層</td> <td>〃</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>第 4 層</td> <td>〃</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>第 5 層</td> <td>〃</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">塗 料 名</td> <td>第 1 層</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第 2 層</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第 3 層</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第 4 層</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第 5 層</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第 6 層</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>備 考 欄</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 用紙の大きさは日本工業規格A4とする。</p>	整理番号				塗 装 管 理 記 録				構 造 物 名		所 在 地		塗 装 面 積	m ²	塗 装 年 月	年 月	塗 装 前 の 状 態		完 了 後 膜 厚	μ	塗 装 業 者 名				塗 装 メーカー名				塗 装 仕 様	ケレン種別			第 1 層	(塗料名)	g/m ²	第 2 層	〃	〃	第 3 層	〃	〃	第 4 層	〃	〃	第 5 層	〃	〃	塗 料 名	第 1 層			第 2 層			第 3 層			第 4 層			第 5 層			第 6 層			備 考 欄				<p>語句の修正 (戸総→塗装)</p>
整理番号																																																																																																																																														
塗 装 管 理 記 録																																																																																																																																														
構 造 物 名		所 在 地																																																																																																																																												
戸 総 面 積	m ²	塗 装 年 月	年 月																																																																																																																																											
塗 装 前 の 状 態		完 了 後 膜 厚	μ																																																																																																																																											
塗 装 業 者 名																																																																																																																																														
塗 装 メーカー名																																																																																																																																														
塗 装 仕 様	ケレン種別																																																																																																																																													
	第 1 層	(塗料名)	g/m ²																																																																																																																																											
	第 2 層	〃	〃																																																																																																																																											
	第 3 層	〃	〃																																																																																																																																											
	第 4 層	〃	〃																																																																																																																																											
	第 5 層	〃	〃																																																																																																																																											
塗 料 名	第 1 層																																																																																																																																													
	第 2 層																																																																																																																																													
	第 3 層																																																																																																																																													
	第 4 層																																																																																																																																													
	第 5 層																																																																																																																																													
	第 6 層																																																																																																																																													
備 考 欄																																																																																																																																														
整理番号																																																																																																																																														
塗 装 管 理 記 録																																																																																																																																														
構 造 物 名		所 在 地																																																																																																																																												
塗 装 面 積	m ²	塗 装 年 月	年 月																																																																																																																																											
塗 装 前 の 状 態		完 了 後 膜 厚	μ																																																																																																																																											
塗 装 業 者 名																																																																																																																																														
塗 装 メーカー名																																																																																																																																														
塗 装 仕 様	ケレン種別																																																																																																																																													
	第 1 層	(塗料名)	g/m ²																																																																																																																																											
	第 2 層	〃	〃																																																																																																																																											
	第 3 層	〃	〃																																																																																																																																											
	第 4 層	〃	〃																																																																																																																																											
	第 5 層	〃	〃																																																																																																																																											
塗 料 名	第 1 層																																																																																																																																													
	第 2 層																																																																																																																																													
	第 3 層																																																																																																																																													
	第 4 層																																																																																																																																													
	第 5 層																																																																																																																																													
	第 6 層																																																																																																																																													
備 考 欄																																																																																																																																														

三重県公共工事共通仕様書（平成30年 7月一部改正） 新旧対照表 【分冊 2】

現 行	一 部 改 正	改正理由
<p style="text-align: center;">建設工事施工管理基準（案）</p> <p>この建設工事施工管理基準は、三重県公共工事共通仕様書第1編 1-1-28「施工管理」に規定する建設工事の施工管理及び規格値の基準を定めたものである。</p> <p>〔1～6 略〕</p> <p>7. その他</p> <p>(1) 工事写真</p> <p>受注者は、工事写真を施工管理の手段として、各工事の施工段階及び工事完成後明視できない箇所の施工状況、出来形寸法、品質管理状況、工事中の災害写真等を写真管理基準(案)により撮影し、適切な管理のもとに保管し、監督員の請求に対し速やかに提示するとともに、工事完成時に提出しなければならない。</p> <p>(2) 3次元データによる出来形管理</p> <p>土工において、3次元データを用いた出来形管理を行う場合は、管理基準のほか、「レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）」、「空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理要領（土工編）」、「無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）」、「TSを用いた出来形管理要領（土工編）」、「TS（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（土工編）」または「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領（土工編）」の規定によるものとする。</p> <p>また、舗装工において、3次元データを用いた出来形管理を行う場合は、管理基準のほか、「レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）」、「TSを用いた出来形管理要領（舗装工事編）」の規定によるものとする。</p> <p>なお、ここでいう3次元データとは、工事目的物あるいは現地地形の形状を3次元空間上に再現するために必要なデータである。</p> <p>(3) 適用除外</p> <p>工事内容等により、本規格を適用することが不適当な場合は、特記仕様書に示すものとする。</p>	<p style="text-align: center;">建設工事施工管理基準（案）</p> <p>この建設工事施工管理基準は、三重県公共工事共通仕様書第1編 1-1-28「施工管理」に規定する建設工事の施工管理及び規格値の基準を定めたものである。</p> <p>〔1～6 略〕</p> <p>7. その他</p> <p>(1) 工事写真</p> <p>受注者は、工事写真を施工管理の手段として、各工事の施工段階及び工事完成後明視できない箇所の施工状況、出来形寸法、品質管理状況、工事中の災害写真等を写真管理基準(案)により撮影し、適切な管理のもとに保管し、監督員の請求に対し速やかに提示するとともに、工事完成時に提出しなければならない。</p> <p>(2) 3次元データによる出来形管理</p> <p>土工において、3次元データを用いた出来形管理を行う場合は、管理基準のほか、「<u>地上型</u>レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）(案)」、「<u>空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理要領（土工編）(案)</u>」、「<u>無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）(案)</u>」、「<u>TS等光波方式を用いた出来形管理要領（土工編）(案)</u>」、「<u>TS（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（土工編）(案)</u>」、「<u>地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）(案)</u>」または「<u>RTK-GNSSを用いた出来形管理要領（土工編）(案)</u>」の規定によるものとする。</p> <p>また、舗装工において、3次元データを用いた出来形管理を行う場合は、管理基準のほか、「<u>地上型</u>レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）(案)」、「<u>TS等光波方式を用いた出来形管理要領（舗装工事編）(案)</u>」、「<u>地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）(案)</u>」または「<u>TS（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（舗装工事編）(案)</u>」の規定によるものとする。</p> <p>なお、ここでいう3次元データとは、工事目的物あるいは現地地形の形状を3次元空間上に再現するために必要なデータである。</p> <p>(3) 適用除外</p> <p>工事内容等により、本規格を適用することが不適当な場合は、特記仕様書に示すものとする。</p>	<p>建設工事施工管理基準（案） 〔国土交通省〕 改定による</p>

三重県公共工事共通仕様書(平成30年7月一部改正) 新旧対照表【分冊2】

出来形管理基準

現 行														一 部 改 正																						
編	章	節	条	枝	番	工 種	測定項目	規格値				測定箇所	摘 要	編	章	節	条	枝	番	工 種	測定項目	規格値				測定箇所	摘 要	改正理由								
								個々の測定値(X)														10個の測定値の平均(X ₁₀)							個々の測定値(X)				10個の測定値の平均(X ₁₀)			
								中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下											中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下				中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下
1	3	7	11	1		グースアスファルト舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	厚さ	-15	-20	-5	-7	幅	-50	-50	-	-	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割合とし、厚さは、1000㎡に1個の割合でコアを採取して測定。	1	3	7	11	1	グースアスファルト舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	厚さ	-15	-20	-5	-7	幅	-50	-50	-	-	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割合とし、厚さは、1000㎡に1個の割合でコアを採取して測定。 <u>ただし、幅は設計図表の幅値に±5mm延長50m以下の範囲で測定することができ。</u>	建設工事施工管理基準(案) (国土交通省)改定による	
1	3	7	11	2	グースアスファルト舗装工 (基層工)	厚さ	-9	-12	-3	-4	幅		-25	-25	-	-		幅は、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならぬとともに、10個の測定値の平均値(X ₁₀)について満足しなければならぬ。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	1	3	7	11	2	グースアスファルト舗装工 (基層工)	厚さ	-9	-12	-3		-4	幅	-25	-25			-
1	3	7	11	3	グースアスファルト舗装工 (表層工)	厚さ	-7	-9	-2	-3		幅	-25	-25	-	-	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割合とし、厚さは、1000㎡に1個の割合でコアを採取して測定。 <u>ただし、幅は設計図表の幅値に±5mm延長50m以下の範囲で測定することができ。</u>		1	3	7	11	3	グースアスファルト舗装工 (表層工)	厚さ	-7	-9	-2	-3	幅		-25	-25	-	-	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割合とし、厚さは、1000㎡に1個の割合でコアを採取して測定。 <u>ただし、幅は設計図表の幅値に±5mm延長50m以下の範囲で測定することができ。</u>
1	3	7	12	1	コンクリート舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±40	±50	-	厚さ	-45		-15	幅	-50	-		幅は、延長80m毎に1ヶ所の割合とし、厚さは、各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。 <u>ただし、幅は設計図表の幅値に±5mm延長50m以下の範囲で測定することができ。</u>	1	3	7	12	1	コンクリート舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±40	±50	-	厚さ		-45	-15	幅	-50	-	
1	3	7	12	2	コンクリート舗装工 (粒度調整路盤工)	厚さ	-25	-30	-8		幅	-50	-		幅は、延長80m毎に1ヶ所の割合とし、厚さは、各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。 <u>ただし、幅は設計図表の幅値に±5mm延長50m以下の範囲で測定することができ。</u>	1	3		7	12	2	コンクリート舗装工 (粒度調整路盤工)	厚さ	-25	-30	-8	幅	-50		-	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割合とし、厚さは、各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。 <u>ただし、幅は設計図表の幅値に±5mm延長50m以下の範囲で測定することができ。</u>	#				
1	3	7	12	3	コンクリート舗装工 (セメント(石灰・瀝青)安定処理工)	厚さ	-25	-30	-8	幅		-50	-	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割合とし、厚さは、1,000㎡に1個の割合でコアを採取もしくは掘り起こして測定。 <u>ただし、幅は設計図表の幅値に±5mm延長50m以下の範囲で測定することができ。</u>		1	3	7	12	3	コンクリート舗装工 (セメント(石灰・瀝青)安定処理工)	厚さ	-25	-30	-8	幅		-50	-	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割合とし、厚さは、1,000㎡に1個の割合でコアを採取もしくは掘り起こして測定。 <u>ただし、幅は設計図表の幅値に±5mm延長50m以下の範囲で測定することができ。</u>			#			
1	3	7	12	4	コンクリート舗装工 (アスファルト中間層)	厚さ	-9	-12	-3		幅	-25	-		幅は、延長80m毎に1ヶ所の割合とし、厚さは、1,000㎡に1個の割合でコアを採取もしくは掘り起こして測定。 <u>ただし、幅は設計図表の幅値に±5mm延長50m以下の範囲で測定することができ。</u>	1	3	7	12	4	コンクリート舗装工 (アスファルト中間層)	厚さ	-9	-12	-3		幅	-25	-		幅は、延長80m毎に1ヶ所の割合とし、厚さは、1,000㎡に1個の割合でコアを採取もしくは掘り起こして測定。 <u>ただし、幅は設計図表の幅値に±5mm延長50m以下の範囲で測定することができ。</u>	#				
1	3	7	12	5	コンクリート舗装工 (コンクリート舗装工)	厚さ	-10	-	-3.5	幅		-25	-	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割合とし、厚さは、各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。平坦性は各車線毎に縦線から1mの線上、全延長とする。 <u>ただし、幅は設計図表の幅値に±5mm延長50m以下の範囲で測定することができ。</u>		1	3	7	12	5	コンクリート舗装工 (コンクリート舗装工)	厚さ	-10	-	-3.5	幅		-25	-	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割合とし、厚さは、各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。平坦性は各車線毎に縦線から1mの線上、全延長とする。 <u>ただし、幅は設計図表の幅値に±5mm延長50m以下の範囲で測定することができ。</u>			#			
1	3	7	12	6	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工(下層路盤工))	基準高▽	±40	±50	-		厚さ	-45	-15		幅	-50	-	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割合とし、厚さは、各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。幅は、延長80m毎に1ヶ所の割合で測定。 <u>ただし、幅は設計図表の幅値に±5mm延長50m以下の範囲で測定することができ。</u>	1	3	7	12	6	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工(下層路盤工))	基準高▽		±40	±50	-		厚さ	-45		-15	幅	-50
1	3	7	12	7	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工(粒度調整路盤工))	厚さ	-25	-30	-8	幅		-50	-	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割合とし、厚さは、各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。 <u>ただし、幅は設計図表の幅値に±5mm延長50m以下の範囲で測定することができ。</u>		1	3		7	12	7	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工(粒度調整路盤工))	厚さ	-25	-30	-8	幅	-50	-	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割合とし、厚さは、各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。 <u>ただし、幅は設計図表の幅値に±5mm延長50m以下の範囲で測定することができ。</u>		#				

三重県公共工事共通仕様書（平成30年 7月一部改正） 新旧対照表 【分冊2】

出来形管理基準

現 行										一部改正																
編 号	章 節	条 目	技 術	工 種	測定項目	規 格 値				測定基準	測定箇所	摘 要	編 号	章 節	条 目	技 術	工 種	測定項目	規 格 値				測定基準	測定箇所	摘 要	改定理由
						個々の測定値 (X)		10箇の測定値の平均 (X ₁₀)											個々の測定値 (X)		10箇の測定値の平均 (X ₁₀)					
						中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下										中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下				
1	3	7	7	1	基準高▽	±90	±90	+40 -15	+50 -15	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナを用いた出来形管理要領（舗装工事編）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事を行い、舗装施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模以下の工事とは、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事を行い、同一工種の施工が数日連続する場合、舗装施工面積が2,000㎡未満とする。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	1	3	7	7	1	基準高▽	±90	±90	+40 -15	+50 -15	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事を行い、舗装施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模以下の工事とは、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事を行い、同一工種の施工が数日連続する場合、舗装施工面積が2,000㎡未満とする。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	建設工事施工管理基準（案） 〔国土交通省〕改定による		
					厚さあるいは標高較差	±90	±90	+40 -15	+50 -15	アスファルト舗装工（下層路盤工） （面管理の場合）																
1	3	7	7	2	厚さあるいは標高較差	-54	-63	-8	-10	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナを用いた出来形管理要領（舗装工事編）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事を行い、舗装施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模以下の工事とは、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事を行い、同一工種の施工が数日連続する場合、舗装施工面積が2,000㎡未満とする。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	1	3	7	7	2	厚さあるいは標高較差	-54	-63	-8	-10	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事を行い、舗装施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模以下の工事とは、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事を行い、同一工種の施工が数日連続する場合、舗装施工面積が2,000㎡未満とする。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	〃		
					厚さあるいは標高較差	-54	-63	-8	-10	アスファルト舗装工（上層路盤工（粒度調整路盤工）） （面管理の場合）																
1	3	7	7	3	厚さあるいは標高較差	-54	-63	-8	-10	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナを用いた出来形管理要領（舗装工事編）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事を行い、舗装施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模以下の工事とは、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事を行い、同一工種の施工が数日連続する場合、舗装施工面積が2,000㎡未満とする。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	1	3	7	7	3	厚さあるいは標高較差	-54	-63	-8	-10	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事を行い、舗装施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模以下の工事とは、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事を行い、同一工種の施工が数日連続する場合、舗装施工面積が2,000㎡未満とする。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	〃		
					厚さあるいは標高較差	-54	-63	-8	-10	アスファルト舗装工（上層路盤工（セメント（石灰）安定処理工）） （面管理の場合）																
1	3	7	7	4	厚さあるいは標高較差	-36	-45	-5	-7	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナを用いた出来形管理要領（舗装工事編）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事を行い、舗装施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模以下の工事とは、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事を行い、同一工種の施工が数日連続する場合、舗装施工面積が2,000㎡未満とする。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	1	3	7	7	4	厚さあるいは標高較差	-36	-45	-5	-7	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事を行い、舗装施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模以下の工事とは、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事を行い、同一工種の施工が数日連続する場合、舗装施工面積が2,000㎡未満とする。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	〃		
					厚さあるいは標高較差	-36	-45	-5	-7	アスファルト舗装工（加熱アスファルト安定処理工） （面管理の場合）																

三重県公共工事共通仕様書（平成30年 7月一部改正） 新旧対照表 【分冊2】

出来形管理基準

現 行										一部改正																
編 号	章 節	条 目	技 術	工 種	測定項目	規 格 値				測定基準	測定箇所	摘 要	編 号	章 節	条 目	技 術	工 種	測定項目	規 格 値				測定基準	測定箇所	摘 要	改定理由
						10箇の測定値の平均(X)													10箇の測定値の平均(X)							
						個々の測定値(X)	中規模以上	小規模以下	中規模以下										個々の測定値(X)	中規模以上	小規模以下	中規模以下				
1	3	7	8	3	厚さあるいは標高較差	-54	-63	-8	-10	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模以下の工事とは、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、舗装施工面積が2,000㎡未満とする。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	1	3	7	8	3	厚さあるいは標高較差	-54	-63	-8	-10	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模以下の工事とは、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、舗装施工面積が2,000㎡未満とする。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	建設工事施工管理基準（国土交通省）改定による		
					半たわみ性舗装工（上層路盤工(セメント(石灰)安定処理工)） (面管理の場合)																					
1	3	7	8	4	厚さあるいは標高較差	-36	-45	-5	-7	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模以下の工事とは、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、舗装施工面積が2,000㎡未満とする。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	1	3	7	8	4	厚さあるいは標高較差	-36	-45	-5	-7	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模以下の工事とは、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、舗装施工面積が2,000㎡未満とする。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	〃		
					半たわみ性舗装工（加熱アスファルト安定処理工） (面管理の場合)																					
1	3	7	8	5	厚さあるいは標高較差	-20	-25	-3	-4	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模以下の工事とは、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、舗装施工面積が2,000㎡未満とする。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	1	3	7	8	5	厚さあるいは標高較差	-20	-25	-3	-4	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模以下の工事とは、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、舗装施工面積が2,000㎡未満とする。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	〃		
					半たわみ性舗装工（基層工） (面管理の場合)																					
1	3	7	8	6	厚さあるいは標高較差	-17	-20	-2	-3	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模以下の工事とは、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、舗装施工面積が2,000㎡未満とする。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	1	3	7	8	6	厚さあるいは標高較差	-17	-20	-2	-3	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模以下の工事とは、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、舗装施工面積が2,000㎡未満とする。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	〃		
					平 坦 性																					
					半たわみ性舗装工（表層工） (面管理の場合)																					

三重県公共工事共通仕様書（平成30年 7月一部改正） 新旧対照表 【分冊2】

出来形管理基準

現 行										一部改正														
編 章 節 条 仕様	工 種	測定項目	規 格 値				測定基準	測定箇所	摘 要	編 章 節 条 仕様	工 種	測定項目	規 格 値				測定基準	測定箇所	摘 要	改定理由				
			10箇の測定値の平均(A) ※面管理の場合は平均測定値の平均										10箇の測定値の平均(A) ※面管理の場合は平均測定値の平均											
			個々の測定値(X)	中規模以上	小規模以下	中規模以上							小規模以下	個々の測定値(X)	中規模以上	小規模以下					中規模以上	小規模以下		
1 共通編	3 一般施工	7 一般舗装工	9 1	1	基準高▽	±90	±90	+40 -15	+50 -15	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計職員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	工事規模の考え方で中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模以下の工事とは、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、舗装施工面積が2,000㎡未満とする。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することができる。	1 共通編	3 一般施工	7 一般舗装工	9 1	1	基準高▽	±90	±90	+40 -15	+50 -15	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（※）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計職員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	工事規模の考え方で中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模以下の工事とは、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、舗装施工面積が2,000㎡未満とする。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することができる。	建設工事施工管理基準（案） 〔国土交通省〕改定による
		排水性舗装工（下層路盤工） （面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	±90	±90	+40 -15	+50 -15																	
1 共通編	3 一般施工	7 一般舗装工	9 2	2	厚さあるいは標高較差	-54	-63	-8	-10	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計職員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。	工事規模の考え方で中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模以下の工事とは、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、舗装施工面積が2,000㎡未満とする。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することができる。	1 共通編	3 一般施工	7 一般舗装工	9 2	2	厚さあるいは標高較差	-54	-63	-8	-10	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（※）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計職員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。	工事規模の考え方で中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模以下の工事とは、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、舗装施工面積が2,000㎡未満とする。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することができる。	〃
		排水性舗装工（上層路盤工（粒度調整路盤工）） （面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	-54	-63	-8	-10																	
1 共通編	3 一般施工	7 一般舗装工	9 3	3	厚さあるいは標高較差	-54	-63	-8	-10	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計職員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。	工事規模の考え方で中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模以下の工事とは、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、舗装施工面積が2,000㎡未満とする。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することができる。	1 共通編	3 一般施工	7 一般舗装工	9 3	3	厚さあるいは標高較差	-54	-63	-8	-10	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（※）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計職員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。	工事規模の考え方で中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模以下の工事とは、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、舗装施工面積が2,000㎡未満とする。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することができる。	〃
		排水性舗装工（上層路盤工（セメント（石灰）安定処理工）） （面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	-54	-63	-8	-10																	
1 共通編	3 一般施工	7 一般舗装工	9 4	4	厚さあるいは標高較差	-36	-45	-5	-7	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計職員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。	工事規模の考え方で中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模以下の工事とは、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、舗装施工面積が2,000㎡未満とする。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することができる。	1 共通編	3 一般施工	7 一般舗装工	9 4	4	厚さあるいは標高較差	-36	-45	-5	-7	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（※）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計職員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。	工事規模の考え方で中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模以下の工事とは、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、舗装施工面積が2,000㎡未満とする。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することができる。	〃
		排水性舗装工（加熱アスファルト安定処理工） （面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	-36	-45	-5	-7																	



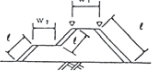
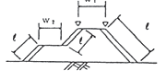
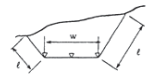
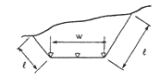
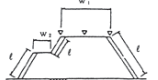
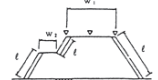
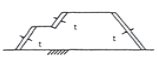
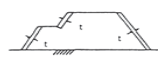
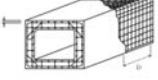
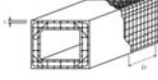
三重県公共工事共通仕様書（平成30年 7月一部改正） 新旧対照表 【分冊 2】

出来形管理基準

現 行										一 部 改 定																				
編 号	章 節	項 目	種 別	工 種	測定項目	規 格 値				測定基準	測定箇所	摘 要	編 号	章 節	項 目	種 別	工 種	測定項目	規 格 値				測定基準	測定箇所	摘 要	改定理由				
						10個の測定値の平均(X)													個々の測定値(X)	中規模以上	中規模以下	小規模以下					10個の測定値の平均(X)			
						中規模以上	中規模以下	小規模以下	中規模以上																		中規模以下	小規模以下		
1	3	7	9	5	排水性舗装工 (基層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-20	-25	-3	-4	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計職員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。	工事規模の考え方で中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模以下の工事とは、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、舗装施工面積が2,000㎡未満とする。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	1	3	7	9	5	排水性舗装工 (基層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-20	-25	-3	-4	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(※)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計職員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。	工事規模の考え方で中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模以下の工事とは、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、舗装施工面積が2,000㎡未満とする。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	建設工事施工管理基準(国土交通省)改定による				
1	3	7	9	6	排水性舗装工 (表層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-17	-20	-2	-3	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計職員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。	工事規模の考え方で中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模以下の工事とは、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、舗装施工面積が2,000㎡未満とする。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	1	3	7	9	6	排水性舗装工 (表層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-17	-20	-2	-3	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(※)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計職員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。	工事規模の考え方で中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模以下の工事とは、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、舗装施工面積が2,000㎡未満とする。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	〃				
1	3	7	10	1	透水性舗装工 (路盤工) (面管理の場合)	基準高▽	t < 15cm	+90	+50	-10	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計職員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。 ※歩道舗装に適用する。	工事規模の考え方で中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模以下の工事とは、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、舗装施工面積が2,000㎡未満とする。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	1	3	7	10	1	透水性舗装工 (路盤工) (面管理の場合)	基準高▽	t < 15cm	+90	+50	-10	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(※)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計職員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。 ※歩道舗装に適用する。	工事規模の考え方で中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模以下の工事とは、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、舗装施工面積が2,000㎡未満とする。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	〃				
1	3	7	10	2	透水性舗装工 (表層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-20		-3	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計職員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。 ※歩道舗装に適用する。	工事規模の考え方で中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模以下の工事とは、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、舗装施工面積が2,000㎡未満とする。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	1	3	7	10	2	透水性舗装工 (表層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-20		-3	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(※)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計職員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。 ※歩道舗装に適用する。	工事規模の考え方で中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模以下の工事とは、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、舗装施工面積が2,000㎡未満とする。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	〃						

三重県公共工事共通仕様書(平成30年7月一部改正) 新旧対照表【分冊2】

出来形管理基準

現行										一部改定													
編	章	節	条	仕様	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	編	章	節	条	仕様	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要		
1 共通編	3 一般 施工	19 床版 工	2		床版工	基準高▽	±20	基準高は、1径間当たり2ヶ所(支点付近)で、1ヶ所当たり両端と中央部の3点、幅は1径間当たりかつ、厚さは型枠設置時における10mm以内にて1ヶ所測定。(床版の厚さは、型枠検査をもって代える。)	1径間当たり3断面(両端及び中央)測定。1断面の測定箇所は断面変化毎1ヶ所とする。			1 共通編	3 一般 施工	19 床版 工	2		床版工	基準高▽	±20	基準高は、1径間当たり2ヶ所(支点付近)で、1ヶ所当たり両端と中央部の3点、幅は1径間当たりかつ、厚さは型枠設置時における10mm以内にて1ヶ所測定。(床版の厚さは、型枠検査をもって代える。)	1径間当たり3断面(両端及び中央)測定。1断面の測定箇所は断面変化毎1ヶ所とする。		
						幅 w	0～+30																
						厚さ t	-10～+20																
						鉄筋のかぶり	設計値以上																
						鉄筋の有効高さ	±10																
						鉄筋間隔	±20																
上記、鉄筋の有効高さがマイナスの場合	±10																						
1 共通編	4 土工	3 河川・ 海岸・ 砂防土 工等	2		掘削工	基準高▽	±50	掘削延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。基準高は、道路中心線及び端部で測定。			1 共通編	4 土工	3 河川・ 海岸・ 砂防土 工等	2		掘削工	基準高▽	±50	掘削延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。基準高は掘削部の両端で測定。			建設工事施工管理基準(案)〔国土交通省〕改定による	
法長 ℓ	ℓ < 5m -200 ℓ ≧ 5m 法長-4%																						
幅 w ₁ w ₂	-100																						
1 共通編	4 土工	3 河川・ 海岸・ 砂防土 工等	3		盛土工	基準高▽	-50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。基準高は、道路中心線及び端部で測定。			1 共通編	4 土工	3 河川・ 海岸・ 砂防土 工等	3		盛土工	基準高▽	-50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。基準高は、道路中心線及び端部で測定。			"	
						法長 ℓ	ℓ < 5m -100 ℓ ≧ 5m 法長-2%																
						幅 w ₁ w ₂	-100																
						幅 w ₁ w ₂	-100																
1 共通編	4 土工	4 道路土 工	2		掘削工	基準高▽	±50	掘削延長40mにつき1ヶ所、延長40m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。基準高は、道路中心線及び端部で測定。			1 共通編	4 土工	4 道路土 工	2		掘削工	基準高▽	±50	掘削延長40mにつき1ヶ所、延長40m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。基準高は、道路中心線及び端部で測定。ただし、「TS等並立方式」を用いた出来形管理要領(土工編)〔案〕または「RTK-GNSS」を用いた出来形管理要領(土工編)〔案〕の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書に測点毎、基準高は掘削部の両端で測定。			"	
						法長 ℓ	ℓ < 5m -200 ℓ ≧ 5m 法長-4%																
						幅 w	-100																
1 共通編	4 土工	4 道路土 工	3	4	路体盛土工 路床盛土工	基準高▽	±50	施工延長40mにつき1ヶ所、延長40m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。基準高は、道路中心線及び端部で測定。			1 共通編	4 土工	4 道路土 工	3	4	路体盛土工 路床盛土工	基準高▽	±50	施工延長40mにつき1ヶ所、延長40m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。基準高は、道路中心線及び端部で測定。ただし、「TS等並立方式」を用いた出来形管理要領(土工編)〔案〕または「RTK-GNSS」を用いた出来形管理要領(土工編)〔案〕の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の測点毎、基準高は、道路中心線及び端部で測定。			"	
						法長 ℓ	ℓ < 5m -100 ℓ ≧ 5m 法長-2%																
						幅 w ₁ w ₂	-100																
						幅 w ₁ w ₂	-100																
1 共通編	4 土工	4 道路土 工	5		法面整形工 (盛土部)	厚さ t	※-30	掘削延長40mにつき1ヶ所、延長40m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。法は中央で測定。※土羽打ちのある場合に適用。			1 共通編	4 土工	4 道路土 工	5		法面整形工 (盛土部)	厚さ t	※-30	掘削延長40mにつき1ヶ所、延長40m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。法は中央で測定。※土羽打ちのある場合に適用。			"	
						平均間隔 d	±φ																
1 共通編	5 無筋、 鉄筋 コンクリ ート	5 鉄筋	4		組立て	平均間隔 d	±φ	D: n本間の長さ n: 10本程度とする φ: 鉄筋径 工事の規模に応じて、1リフト、1ロット当たりに対して各面1ヶ所以上測定する。 最小かつ、コンクリート構造示方書(設計編)標準7編(2章2.1)参照。ただし、道路橋示方書の適用を受ける場合には、道路橋示方書(3)重要構造物かつ主鉄筋について適用する。 注2) 橋梁コンクリート床版(PC橋含む)の鉄筋については、第1編3-19-2 床版工を適用する。 注3) 新設のコンクリート構造物(橋梁上・下部工)および重要構造物である内空断面積25以上のボックスカルバート(工場製物のプレキャスト製品は全ての工種において対象外)の鉄筋の配筋状況及びかぶりについては、「非破壊検査によるコンクリート構造物の配筋状態及びかぶり測定要領」も併せて適用する。			1 共通編	5 無筋、 鉄筋 コンクリ ート	5 鉄筋	4		組立て	平均間隔 d	±φ	D: n本間の長さ n: 10本程度とする φ: 鉄筋径 工事の規模に応じて、1リフト、1ロット当たりに対して各面1ヶ所以上測定する。 最小かつ、コンクリート構造示方書(設計編)標準7編(2章2.1)参照。ただし、道路橋示方書の適用を受ける場合には、道路橋示方書(3)重要構造物かつ主鉄筋について適用する。 注2) 橋梁コンクリート床版(PC橋含む)の鉄筋については、第1編3-19-2 床版工を適用する。 注3) 新設のコンクリート構造物(橋梁上・下部工)および重要構造物である内空断面積25以上のボックスカルバート(工場製物のプレキャスト製品は全ての工種において対象外)の鉄筋の配筋状況及びかぶりについては、「非破壊検査によるコンクリート構造物の配筋状態及びかぶり測定要領」も併せて適用する。			"	
						かぶり t	±φ かつ 最小かつ以上																

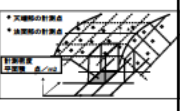
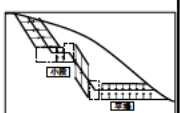
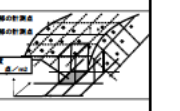
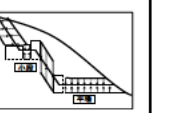
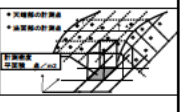
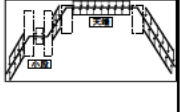
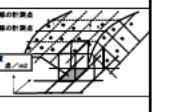
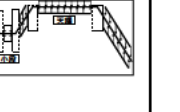
三重県公共工事共通仕様書（平成30年 7月一部改正） 新旧対照表 【分冊2】

出来形管理基準及び規格値 第1編 共通編

現 行										一 部 改 定										改定理由
編	章	節	条	技	種	測	規	測	測	編	章	節	条	技	種	測	規	測	測	
1	4	3	2	2	1	平面	標準	±50	±150	1	4	3	2	2	1	平面	標準	±50	±150	種設工事施工管理基準(案) (国土交通省) 改定による
1	4	3	2	2	1	法面	標準	±70	±100	1	4	3	2	2	1	法面	標準	±70	±100	
1	4	3	2	2	1	天端	標準	-50	-150	1	4	3	2	2	1	天端	標準	-50	-150	
1	4	3	2	2	1	法面	標準	-60	-170	1	4	3	2	2	1	法面	標準	-60	-170	
1	4	3	2	2	2	法面	標準	-60	-170	1	4	3	2	2	2	法面	標準	-60	-170	//
1	4	3	2	2	2	法面	標準	-60	-170	1	4	3	2	2	2	法面	標準	-60	-170	

三重県公共工事共通仕様書（平成30年 7月一部改正） 新旧対照表 【分冊2】

出米形管理基準及び規格値 第1編 共通編

現 行										一 部 改 定										改定理由				
編	章	節	条	技	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	備 考	編	章	節	条	技	工 種	測定項目	規格値	測定基準		測定箇所	備 考		
1 共通 編	4 土 工	4 道 路 土 工	2	2	2	路面工 (面管理の場合)	平均値	個々の計測値	1. 3次元データによる出米形管理において「レーザースキャナを用いた出米形管理要領(土工編)」、「空中写真真像(無人航空機)を用いた出米形管理要領(土工編)」、「無人航空機搭載型レーザースキャナを用いた出米形管理要領(土工編)」、「TSを用いた出米形管理要領(土工編)」、「TS(ノンプリズム方式)を用いた出米形管理要領(土工編)」または「RTK-GNSSを用いた出米形管理要領(土工編)」に基づき出米形管理を管理で実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出米形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。 3. 計測は平準面と法面(小段を含む)の全面とし、全ての点で設計面との標高較差または水平較差を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 法面、法尻から水平方向に±5cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。同時に、標高方向に±5cm以内にある計測点は水平較差の評価から除く。 5. 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分断するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。	 		1 共通 編	4 土 工	4 道 路 土 工	2	2	2	路面工 (面管理の場合)	平均値	個々の計測値	1. 3次元データによる出米形管理において「地上型レーザースキャナを用いた出米形管理要領(土工編)」、「空中写真真像(無人航空機)を用いた出米形管理要領(土工編)」、「無人航空機搭載型レーザースキャナを用いた出米形管理要領(土工編)」、「TSを用いた出米形管理要領(土工編)」、「TS(ノンプリズム方式)を用いた出米形管理要領(土工編)」または「RTK-GNSSを用いた出米形管理要領(土工編)」に基づき出米形管理を管理で実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出米形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。 3. 計測は平準面と法面(小段を含む)の全面とし、全ての点で設計面との標高較差または水平較差を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 法面、法尻から水平方向に±5cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。同時に、標高方向に±5cm以内にある計測点は水平較差の評価から除く。 5. 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分断するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。	 		種設工事施工管理基準(案) (国土交通省) 改定による
							法面 (小段含む)	水平または 標高較差											±70	±100				
1 共通 編	4 土 工	4 道 路 土 工	3	4	2	橋体盛土工 (面管理の場合)	平均値	個々の計測値	1. 3次元データによる出米形管理において「レーザースキャナを用いた出米形管理要領(土工編)」、「空中写真真像(無人航空機)を用いた出米形管理要領(土工編)」、「無人航空機搭載型レーザースキャナを用いた出米形管理要領(土工編)」、「TSを用いた出米形管理要領(土工編)」、「TS(ノンプリズム方式)を用いた出米形管理要領(土工編)」または「RTK-GNSSを用いた出米形管理要領(土工編)」に基づき出米形管理を管理で実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出米形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。 3. 計測は天端面と法面(小段を含む)の全面とし、全ての点で設計面との標高較差を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 法面、法尻から水平方向に±5cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。 5. 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分断するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。	 		1 共通 編	4 土 工	4 道 路 土 工	3	4	2	橋体盛土工 (面管理の場合)	平均値	個々の計測値	1. 3次元データによる出米形管理において「地上型レーザースキャナを用いた出米形管理要領(土工編)」、「空中写真真像(無人航空機)を用いた出米形管理要領(土工編)」、「無人航空機搭載型レーザースキャナを用いた出米形管理要領(土工編)」、「TSを用いた出米形管理要領(土工編)」、「TS(ノンプリズム方式)を用いた出米形管理要領(土工編)」または「RTK-GNSSを用いた出米形管理要領(土工編)」に基づき出米形管理を管理で実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出米形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。 3. 計測は天端面と法面(小段を含む)の全面とし、全ての点で設計面との標高較差を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 法面、法尻から水平方向に±5cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。 5. 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分断するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。	 		
							法面 (小段含む)	標高較差											±80	±190				法面 (小段含む)

三重県公共工事共通仕様書（平成30年 7月一部改正） 新旧対照表 【分冊2】

出来形管理基準及び規格値 第1編 共通編

現 行										一 部 改 定										改定理由			
編	章	節	条	様	工 種	測定項目	規 格 値	測定基準	測定箇所	摘 要	編	章	節	条	様	工 種	測定項目	規 格 値	測定基準		測定箇所	摘 要	
1	3	17	3	2							1	3	17	3	2	改定動機 （バックホウ運転部） （前管理の場合）		平均値 個々の計測値					建設工事施工管理基準（案） 【国土交通省】 改定による
共通編	一般施工	浚渫船運転工								共通編	一般施工	浚渫船運転工					±0以下 +400以下						

写真管理基準(案)

現 行	一 部 改 正	備 考	
写真管理基準 (案)	写真管理基準 (案)		
〔1～3略〕	〔1～3略〕		
(情報化施工)	(情報化施工)	写真管理基準 (案)〔国土 交通省〕改定 による	
<p>4. 「TSを用いた出来形管理要領(土工編)」(平成24年3月29日付け国官技第347号、国総公第85号)、「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(土工編)」、「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領(土工編)」、「レーザーキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)」、「空中写真測量(無人航空機)を用いた出来形管理要領(土工編)」、「無人航空機搭載型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)」、「レーザーキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)」、「TSを用いた出来形管理要領(舗装工事編)」による出来形管理を行った場合には、出来形管理写真の撮影頻度及び撮影方法は、写真管理基準のほか同要領の規定による。</p> <p>また、「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による品質管理を行った場合には、品質管理写真の撮影頻度及び撮影方法は、写真管理基準のほか、同要領の規定による</p>	<p>4. 「TS <u>等光波方式</u>を用いた出来形管理要領(土工編) <u>(案)</u>」、「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(土工編) <u>(案)</u>」、「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領(土工編) <u>(案)</u>」、「<u>地上型</u>レーザーキャナーを用いた出来形管理要領(土工編) <u>(案)</u>」、「空中写真測量(無人航空機)を用いた出来形管理要領(土工編) <u>(案)</u>」、「無人航空機搭載型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領(土工編) <u>(案)</u>」、「<u>地上移動体搭載型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領(土工編) (案)</u>」、「<u>地上型</u>レーザーキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編) <u>(案)</u>」、「TS <u>等光波方式</u>を用いた出来形管理要領(舗装工事編) <u>(案)</u>」、「<u>地上移動体搭載型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編) (案)</u>」、「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編) <u>(案)</u>」による出来形管理を行った場合には、出来形管理写真の撮影頻度及び撮影方法は、写真管理基準のほか同要領の規定による。</p> <p>また、「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による品質管理を行った場合には、品質管理写真の撮影頻度及び撮影方法は、写真管理基準のほか、同要領の規定による。</p>		
(写真の省略)	(写真の省略)		
<p>5. 工事写真は次の場合に省略する<u>ものとする。</u></p> <p>(1) 品質管理写真について、公的機関で実施された品質証明書を保管整備できる場合は、撮影を省略する<u>ものとする。</u></p> <p>(2) 出来形管理写真について、完成後測定可能な部分については、出来形管理状況のわかる写真を工種ごとに1回撮影し、後は撮影を省略する<u>ものとする。</u></p> <p>(3) 監督員が臨場して段階確認した箇所は、出来形管理写真の撮影を省略する<u>ものとする。</u></p>	<p>5. 工事写真は次の場合に省略する。</p> <p>(1) 品質管理写真について、公的機関で実施された品質証明書を保管整備できる場合は、撮影を省略する。</p> <p>(2) 出来形管理写真について、完成後測定可能な部分については、出来形管理状況のわかる写真を工種ごとに1回撮影し、後は撮影を省略する。</p> <p>(3) 監督員が臨場して段階確認した箇所は、出来形管理写真の撮影を省略する。<u>臨場時の状況写真は不要。</u></p>		

写真管理基準(案) 撮影箇所一覧表

現 行					一 部 改 正					備 考			
区分	写真管理項目			摘要	区分	写真管理項目			摘要				
	撮影項目	撮影頻度〔時期〕	提出頻度			撮影項目	撮影頻度〔時期〕	提出頻度					
施工状況	図面との不一致	図面と現地との不一致の写真	必要に応じて	不要	施工状況	図面との不一致	図面と現地との不一致の写真	必要に応じて	不要	工事打合簿に添付する。	写真管理基準(案)〔国土交通省〕改定による 記載欄の訂正		
			[発生時]										
		ただし、「空中写真測量(無人航空機)を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」による場合は、撮影毎に1回〔発生時〕	ただし、「空中写真測量(無人航空機)を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」による場合は、写真測量に使用したすべての画像(ICONフォルダに格納)						ただし、「空中写真測量(無人航空機)を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」による場合は、撮影毎に1回〔発生時〕			ただし、「空中写真測量(無人航空機)を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」による場合は、写真測量に使用したすべての画像(ICONフォルダに格納)	
	ただし、「レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」による場合は、計測毎に1回〔発生時〕	ただし、「レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」による場合は、代表箇所各1枚					ただし、「T S等光波方式を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「T S(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「R T K-G N S Sを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」による場合は、計測毎に1回	ただし、「T S等光波方式を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「T S(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「R T K-G N S Sを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」による場合は、代表箇所各1枚					

写真管理基準(案) 出来形管理写真撮影箇所一覧表

現 行						一 部 改 正						備 考		
編	章	節	条・工程	写真管理項目		摘要	編	章	節	条・工程	写真管理項目		摘要	
				撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度					撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
1	共通	3	一般施工 7 一般舗装工	7 アスファルト舗装工 (下層路盤工)	数均し厚さ [施工中] 転圧状況 [修正後] 厚さ 各層毎200mに1回 [修正後]	代表箇所 各1枚	1	共通	3	一般施工 7 一般舗装工	7 アスファルト舗装工 (下層路盤工)	数均し厚さ [施工中] 転圧状況 [修正後] 厚さ 各層毎200mに1回 (修正後)	代表箇所 各1枚	写真管理基準 (案)〔国土 交通省〕改定 による
				幅	各層毎80mに1回 (修正後) ただし、「TSを用いた出来形管理要領 (舗装工事編)」、「レーザーキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)」 による場合は各層毎1工事に1回 (修正後)						幅	各層毎80mに1回 (修正後) ただし、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回 (修正後)		
				アスファルト舗装工 (上層路盤工 (粒度調整路盤工))	数均し厚さ 各層毎400mに1回 [施工中] 転圧状況 各層毎400mに1回 [修正後] 厚さ 各層毎200mに1回 [修正後]	代表箇所 各1枚					アスファルト舗装工 (上層路盤工 (粒度調整路盤工))	数均し厚さ [施工中] 転圧状況 各層毎400mに1回 [修正後] 厚さ 各層毎200mに1回 (修正後)	代表箇所 各1枚	
				幅	各層毎80mに1回 (修正後) ただし、「TSを用いた出来形管理要領 (舗装工事編)」、「レーザーキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)」 による場合は各層毎1工事に1回 (修正後)						幅	各層毎80mに1回 (修正後) ただし、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回 (修正後)		
				アスファルト舗装工 (上層路盤工 (セメント(石灰)安定処理工))	数均し厚さ 各層毎400mに1回 [施工中] 転圧状況 各層毎400mに1回 [修正後] 厚さ 1,000mに1回 [修正後] ※コアを採取した場合は写真不要	代表箇所 各1枚					アスファルト舗装工 (上層路盤工 (セメント(石灰)安定処理工))	数均し厚さ [施工中] 転圧状況 各層毎400mに1回 [修正後] 厚さ 1,000mに1回 [修正後] ※コアを採取した場合は写真不要 ただし、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回 (修正後)	代表箇所 各1枚	
				幅	各層毎80mに1回 (修正後) ただし、「TSを用いた出来形管理要領 (舗装工事編)」、「レーザーキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)」 による場合は各層毎1工事に1回 (修正後)						幅	各層毎80mに1回 (修正後) ただし、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回 (修正後)		

写真管理基準(案) 出来形管理写真撮影箇所一覧表

現 行				一 部 改 正				備 考				
	アスファルト舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	敷均し厚さ 転圧状況 整正状況 幅	各層毎400mに1回 〔施工中〕 各層毎400mに1回 〔整正後〕 各層毎80mに1回〔整正後〕 ただし、「TSを用いた出来形管理要領 (舗装工事編)」、「レーザーキャナーを 用いた出来形管理要領(舗装工事編)」 による場合は各層毎1工事に1回〔整正 後〕	代表箇所 各1枚	1 共通	3 一般施工	7 一般 舗装工	アスファルト舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	敷均し厚さ 転圧状況 整正状況 幅	各層毎400mに1回 〔施工中〕 各層毎400mに1回 〔整正後〕 各層毎80mに1回〔整正後〕 ただし、「TS等光波方式を用いた出来形 管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上型 レーザーキャナーを用いた出来形管理 要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体 搭載型レーザーキャナーを用いた出来 形管理要領(舗装工事編)(案)」、「TS (ノンプリズム方式)を用いた出来形管理 要領(舗装工事編)(案)」による場合は 各層毎1工事に1回〔整正後〕	代表箇所 各1枚	写真管理基準 (案)〔国土 交通省〕改定 による
	アスファルト舗装工 (基層工)	整正状況 タックコート プライムコート 幅	400mに1回 〔整正後〕 各層毎に1回 〔散布時〕 各層毎80mに1回〔整正後〕 ただし、「TSを用いた出来形管理要領 (舗装工事編)」、「レーザーキャナーを 用いた出来形管理要領(舗装工事編)」 による場合は各層毎1工事に1回〔整正 後〕	代表箇所 各1枚				アスファルト舗装工 (基層工)	整正状況 タックコート プライムコート 幅	400mに1回 〔整正後〕 各層毎に1回 〔散布時〕 各層毎80mに1回〔整正後〕 ただし、「TS等光波方式を用いた出来形 管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上型 レーザーキャナーを用いた出来形管理 要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体 搭載型レーザーキャナーを用いた出来 形管理要領(舗装工事編)(案)」、「TS (ノンプリズム方式)を用いた出来形管理 要領(舗装工事編)(案)」による場合は 各層毎1工事に1回〔整正後〕	代表箇所 各1枚	
	アスファルト舗装工 (表層工)	整正状況 タックコート プライムコート 平坦性	400mに1回 〔整正後〕 各層毎に1回 〔散布時〕 1工事1回 〔実施中〕	代表箇所 各1枚				アスファルト舗装工 (表層工)	整正状況 タックコート プライムコート 平坦性	400mに1回 〔整正後〕 各層毎に1回 〔散布時〕 1工事1回 〔実施中〕	代表箇所 各1枚	
	8 半たわみ性舗装工 (下層路盤工)	敷均し厚さ 転圧状況 整正状況 厚さ 幅	各層毎400mに1回 〔施工中〕 各層毎400mに1回 〔整正後〕 各層毎200mに1回 〔整正後〕 各層毎80mに1回〔整正後〕 ただし、「TSを用いた出来形管理要領 (舗装工事編)」、「レーザーキャナーを 用いた出来形管理要領(舗装工事編)」 による場合は各層毎1工事に1回〔整正 後〕	代表箇所 各1枚				8 半たわみ性舗装工 (下層路盤工)	敷均し厚さ 転圧状況 整正状況 厚さ 幅	各層毎400mに1回 〔施工中〕 各層毎400mに1回 〔整正後〕 各層毎200mに1回〔整正後〕 各層毎80mに1回〔整正後〕 ただし、「TS等光波方式を用いた出来形 管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上型 レーザーキャナーを用いた出来形管理 要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体 搭載型レーザーキャナーを用いた出来 形管理要領(舗装工事編)(案)」、「TS (ノンプリズム方式)を用いた出来形管理 要領(舗装工事編)(案)」に「厚さある いは標高較差」を管理する場合は各層 毎1工事に1回〔整正後〕 ただし、「TS等光波方式を用いた出来形 管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上型 レーザーキャナーを用いた出来形管理 要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体 搭載型レーザーキャナーを用いた出来 形管理要領(舗装工事編)(案)」、「TS (ノンプリズム方式)を用いた出来形管理 要領(舗装工事編)(案)」による場合は 各層毎1工事に1回〔整正後〕	代表箇所 各1枚	

写真管理基準(案) 出来形管理写真撮影箇所一覧表

現 行						一 部 改 正						備 考		
1 共通	3 一般施工	7 一般舗装工	8 半たわみ性舗装工 (上層路盤工 (粒度調整路盤工))	敷均し厚さ 転圧状況 整正状況 厚さ	各層毎400mに1回 〔施工中〕 各層毎400mに1回 〔整正後〕 各層毎200mに1回 〔整正後〕	代表箇所 各1枚	1 共通	3 一般施工	7 一般舗装工	半たわみ性舗装工 (上層路盤工 (粒度調整路盤工))	敷均し厚さ 転圧状況 整正状況 厚さ	各層毎400mに1回 〔施工中〕 各層毎400mに1回 〔整正後〕 各層毎200mに1回〔整正後〕	代表箇所 各1枚	写真管理基準 (案)〔国土 交通省〕改定 による
				幅	各層毎80mに1回〔整正後〕 ただし、「TSを用いた出来形管理要領 (舗装工事編)」、「レーザーキャナーを 用いた出来形管理要領(舗装工事編)」 による場合は各層毎1工事に1回〔整正 後〕						幅	各層毎80mに1回〔整正後〕 ただし、「TS等光波方式を用いた出来形 管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上型 レーザーキャナーを用いた出来形管理 要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体 搭載型レーザーキャナーを用いた出来 形管理要領(舗装工事編)(案)」、「TS (ノンプリズム方式)を用いた出来形管理 要領(舗装工事編)(案)」により「厚さある いは標高較差」を管理する場合は各層 毎1工事に1回〔整正後〕		
			半たわみ性舗装工 (上層路盤工 (セメント(石灰)安定処理工))	敷均し厚さ 転圧状況 整正状況 厚さ	各層毎400mに1回 〔施工中〕 各層毎400mに1回 〔整正後〕 各層毎200mに1回 〔整正後〕	代表箇所 各1枚				半たわみ性舗装工 (上層路盤工 (セメント(石灰)安定処理工))	敷均し厚さ 転圧状況 整正状況 厚さ	各層毎400mに1回 〔施工中〕 各層毎400mに1回 〔整正後〕 各層毎200mに1回 〔整正後〕	代表箇所 各1枚	
				幅	各層毎80mに1回〔整正後〕 ※コアを採取した場合は写真不要						幅	各層毎80mに1回〔整正後〕 ※コアを採取した場合は写真不要 ただし、「TS等光波方式を用いた出来形 管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上型 レーザーキャナーを用いた出来形管理 要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体 搭載型レーザーキャナーを用いた出来 形管理要領(舗装工事編)(案)」、「TS (ノンプリズム方式)を用いた出来形管理 要領(舗装工事編)(案)」により「厚さある いは標高較差」を管理する場合は各層 毎1工事に1回〔整正後〕		
			半たわみ性舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	敷均し厚さ 転圧状況 整正状況 幅	各層毎400mに1回 〔施工中〕 各層毎400mに1回 〔整正後〕 各層毎80mに1回〔整正後〕	代表箇所 各1枚				半たわみ性舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	敷均し厚さ 転圧状況 整正状況 幅	各層毎400mに1回 〔施工中〕 各層毎400mに1回 〔整正後〕 各層毎80mに1回〔整正後〕	代表箇所 各1枚	
				幅	各層毎80mに1回〔整正後〕 ただし、「TSを用いた出来形管理要領 (舗装工事編)」、「レーザーキャナーを 用いた出来形管理要領(舗装工事編)」 による場合は各層毎1工事に1回〔整正 後〕						幅	各層毎80mに1回〔整正後〕 ただし、「TS等光波方式を用いた出来形 管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上型 レーザーキャナーを用いた出来形管理 要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体 搭載型レーザーキャナーを用いた出来 形管理要領(舗装工事編)(案)」、「TS (ノンプリズム方式)を用いた出来形管理 要領(舗装工事編)(案)」による場合は 各層毎1工事に1回〔整正後〕		
			半たわみ性舗装工 (基層工)	整正状況 タックコート プライムコート	400mに1回 〔整正後〕 各層毎に1回 〔散布時〕	代表箇所 各1枚				半たわみ性舗装工 (基層工)	整正状況 タックコート プライムコート	400mに1回 〔整正後〕 各層毎に1回 〔散布時〕	代表箇所 各1枚	
			半たわみ性舗装工 (表層工)	整正状況 タックコート プライムコート 浸透性ミルク 注入状況 平坦性	400mに1回 〔整正後〕 各層毎に1回 〔散布時〕 400mに1回 〔注入時〕 1工事1回 〔実施中〕	代表箇所 各1枚				半たわみ性舗装工 (表層工)	整正状況 タックコート プライムコート 浸透性ミルク 注入状況 平坦性	400mに1回 〔整正後〕 各層毎に1回 〔散布時〕 400mに1回 〔注入時〕 1工事1回 〔実施中〕	代表箇所 各1枚	

写真管理基準(案) 出来形管理写真撮影箇所一覧表

現 行					一 部 改 正					備 考		
	コンクリート舗装工 (アスファルト中間層)	整正状況	400mに1回 〔整正後〕	代表箇所 各1枚	1 共通	3 一般施工	7 一般 舗装工	コンクリート舗装工 (アスファルト中間層)	整正状況	400mに1回 〔整正後〕	代表箇所 各1枚	写真管理基準 (案)〔国土 交通省〕改定 による
		タックコート	各層毎に1回 〔散布時〕					タックコート	各層毎に1回 〔散布時〕			
		プライムコート	〔散布時〕					プライムコート	〔散布時〕			
		幅	各層毎80mに1回〔整正後〕					幅	各層毎80mに1回〔整正後〕			
			ただし、「TSを用いた出来形管理要領 (舗装工事編)」による場合は各層毎1工 事に1回〔整正後〕						ただし、「TS等光波方式を用いた出来形 管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上型 レーザーキャナーを用いた出来形管理 要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体 搭載型レーザーキャナーを用いた出来 形管理要領(舗装工事編)(案)」、「TS (ノンプリズム方式)を用いた出来形管理 要領(舗装工事編)(案)」による場合は 各層毎1工事に1回〔整正後〕			
	コンクリート舗装工 (コンクリート舗装版工)	石粉、 プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕	代表箇所 各1枚				コンクリート舗装工 (コンクリート舗装版工)	石粉、 プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕	代表箇所 各1枚	
		スリップバー、 タイバー寸法、位置	80mに1回 〔据付後〕					スリップバー、 タイバー寸法、位置	80mに1回 〔据付後〕			
		鉄網寸法、位置	80mに1回 〔据付後〕					鉄網寸法、位置	80mに1回 〔据付後〕			
		平坦性	1工事に1回 〔実施中〕					平坦性	1工事に1回 〔実施中〕			
		厚さ	各層毎200mに1回 〔型枠据付後〕					厚さ	各層毎200mに1回 〔型枠据付後〕 ただし、「TS等光波方式を用いた出来形 管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上型 レーザーキャナーを用いた出来形管理 要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体 搭載型レーザーキャナーを用いた出来 形管理要領(舗装工事編)(案)」、「TS (ノンプリズム方式)を用いた出来形管理 要領(舗装工事編)(案)」により厚さある いは標高較差を管理する場合は各層 毎1工事に1回〔整正後〕			
		目地段差	1工事に1回					目地段差	1工事に1回			
	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工 (下層路盤工))	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚				コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工 (下層路盤工))	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	
		転圧状況	〔施工中〕					転圧状況	〔施工中〕			
		整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕					整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕			
		厚さ	各層毎200mに1回 〔整正後〕					厚さ	各層毎200mに1回〔整正後〕 ただし、「TS等光波方式を用いた出来形 管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上型 レーザーキャナーを用いた出来形管理 要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体 搭載型レーザーキャナーを用いた出来 形管理要領(舗装工事編)(案)」、「TS (ノンプリズム方式)を用いた出来形管理 要領(舗装工事編)(案)」により厚さある いは標高較差を管理する場合は各層 毎1工事に1回〔整正後〕			
		幅	各層毎80mに1回〔整正後〕					幅	各層毎80mに1回〔整正後〕			
			ただし、「TSを用いた出来形管理要領 (舗装工事編)」による場合は各層毎1工 事に1回〔整正後〕						ただし、「TS等光波方式を用いた出来形 管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上型 レーザーキャナーを用いた出来形管理 要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体 搭載型レーザーキャナーを用いた出来 形管理要領(舗装工事編)(案)」、「TS (ノンプリズム方式)を用いた出来形管理 要領(舗装工事編)(案)」による場合は 各層毎1工事に1回〔整正後〕			

写真管理基準(案) 出来形管理写真撮影箇所一覧表

現 行							一 部 改 正							備 考
			コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工 (粒度調整路盤工))	数均し厚さ 転圧状況 整正状況 厚さ	各層毎400mに1回 【施工中】 各層毎400mに1回 【整正後】 各層毎200mに1回 【整正後】	代表箇所 各1枚	1 共通	3 一般施工	7 一般 舗装工	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工 (粒度調整路盤工))	数均し厚さ 転圧状況 整正状況 厚さ	各層毎400mに1回 【施工中】 各層毎400mに1回 【整正後】 各層毎200mに1回【整正後】	代表箇所 各1枚	写真管理基準(案) 〔国土交通省〕改定による
				幅	各層毎80mに1回【整正後】 ただし、「TSを用いた出来形管理要領(舗装工事編)」による場合は各層毎1工事に1回【整正後】						幅	各層毎80mに1回【整正後】 ただし、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「TS(インプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回【整正後】		
1 共通	3 一般施工	7 一般 舗装工	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工 (セメント(石灰・瀝青) 安定処理工))	数均し厚さ 転圧状況 整正状況 厚さ	各層毎400mに1回 【施工中】 各層毎400mに1回 【整正後】 1,000mに1回 【整正後】	代表箇所 各1枚				コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工 (セメント(石灰・瀝青) 安定処理工))	数均し厚さ 転圧状況 整正状況 厚さ	各層毎400mに1回 【施工中】 各層毎400mに1回 【整正後】 1,000mに1回 【整正後】	代表箇所 各1枚	
				幅	各層毎80mに1回【整正後】 ただし、「TSを用いた出来形管理要領(舗装工事編)」による場合は各層毎1工事に1回【整正後】						幅	各層毎80mに1回【整正後】 ※コアを採取した場合は写真不要 ただし、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「TS(インプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回【整正後】		
			コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工 (アスファルト中間層))	整正状況 タックコート プライムコート 幅	400mに1回 【整正後】 各層毎に1回 【散布時】 各層毎80mに1回【整正後】	代表箇所 各1枚				コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工 (アスファルト中間層))	整正状況 タックコート プライムコート 幅	400mに1回 【整正後】 各層毎に1回 【散布時】 各層毎80mに1回【整正後】	代表箇所 各1枚	
					ただし、「TSを用いた出来形管理要領(舗装工事編)」による場合は各層毎1工事に1回【整正後】							ただし、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「TS(インプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」による場合は各層毎1工事に1回【整正後】		

写真管理基準(案) 出来形管理写真撮影箇所一覧表

現 行				一 部 改 正				備 考				
	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工)	敷均し厚さ 整正状況 厚さ 平坦性	400mに1回 〔施工中〕 各層毎200mに1回 〔型枠据付後〕 1工事に1回 〔実施中〕	代表箇所 各1枚	1 共通	3 一般施工	7 一般 舗装工	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工)	敷均し厚さ 整正状況 厚さ 平坦性	400mに1回 〔施工中〕 各層毎200mに1回 〔型枠据付後〕 ただし、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「TS(ノンリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」により厚さあるいは標高較差を管理する場合は各層毎1工事に1回〔整正後〕 1工事に1回 〔実施中〕	代表箇所 各1枚	写真管理基準 (案)〔国土 交通省〕改定 による
	コンクリート舗装工 (連続鉄筋コンクリート舗装工)	石粉 フライコート 鉄筋寸法、位置 横膨張目地部 ダウエルバー 縦そり突合せ 目地部・縦そり 平坦性 厚さ 目地段差	各層毎に1回 〔散布時〕 80mに1回 〔据付後〕 1施工箇所1回 〔据付後〕 80mに1回 〔据付後〕 1工事に1回 〔実施中〕 各層毎200mに1回 〔型枠据付後〕 〔スリップフォーム工法の場合は打設前後〕 1工事に1回	代表箇所 各1枚				コンクリート舗装工 (連続鉄筋コンクリート舗装工)	石粉 フライコート 鉄筋寸法、位置 横膨張目地部 ダウエルバー 縦そり突合せ 目地部・縦そり 平坦性 厚さ 目地段差	各層毎に1回 〔散布時〕 80mに1回 〔据付後〕 1施工箇所1回 〔据付後〕 80mに1回 〔据付後〕 1工事に1回 〔実施中〕 各層毎200mに1回 〔型枠据付後〕 〔スリップフォーム工法の場合は打設前後〕 1工事に1回	代表箇所 各1枚	
	13 薄層カラー舗装工 (下層路盤工)	敷均し厚さ 転圧状況 整正状況 厚さ 幅	各層毎400mに1回 〔施工中〕 各層毎400mに1回 〔整正後〕 各層毎200mに1回 〔整正後〕 各層毎80mに1回〔整正後〕 ただし、「TSを用いた出来形管理要領(舗装工事編)」による場合は各層毎1工事に1回〔整正後〕	代表箇所 各1枚				13 薄層カラー舗装工 (下層路盤工)	敷均し厚さ 転圧状況 整正状況 厚さ 幅	各層毎400mに1回 〔施工中〕 各層毎400mに1回 〔整正後〕 各層毎200mに1回 〔整正後〕 各層毎80mに1回〔整正後〕 ただし、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」による場合は各層毎1工事に1回〔整正後〕	代表箇所 各1枚	
	薄層カラー舗装工 (上層路盤工 (粒度調整路盤工))	敷均し厚さ 転圧状況 整正状況 厚さ 幅	各層毎400mに1回 〔施工中〕 各層毎400mに1回 〔整正後〕 各層毎200mに1回 〔整正後〕 各層毎80mに1回〔整正後〕 ただし、「TSを用いた出来形管理要領(舗装工事編)」による場合は各層毎1工事に1回〔整正後〕	代表箇所 各1枚				薄層カラー舗装工 (上層路盤工 (粒度調整路盤工))	敷均し厚さ 転圧状況 整正状況 厚さ 幅	各層毎400mに1回 〔施工中〕 各層毎400mに1回 〔整正後〕 各層毎200mに1回 〔整正後〕 各層毎80mに1回〔整正後〕 ただし、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」による場合は各層毎1工事に1回〔整正後〕	代表箇所 各1枚	
	薄層カラー舗装工 (上層路盤工 (セメント(石灰)安定処理工))	敷均し厚さ 転圧状況 整正状況 厚さ 幅	各層毎400mに1回 〔施工中〕 各層毎400mに1回 〔整正後〕 1,000mに1回 〔整正後〕 ※コアを採取した場合は写真不要 各層毎80mに1回〔整正後〕 ただし、「TSを用いた出来形管理要領(舗装工事編)」による場合は各層毎1工事に1回〔整正後〕	代表箇所 各1枚				薄層カラー舗装工 (上層路盤工 (セメント(石灰)安定処理工))	敷均し厚さ 転圧状況 整正状況 厚さ 幅	各層毎400mに1回 〔施工中〕 各層毎400mに1回 〔整正後〕 1,000mに1回 〔整正後〕 ※コアを採取した場合は写真不要 各層毎80mに1回〔整正後〕 ただし、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」による場合は各層毎1工事に1回〔整正後〕	代表箇所 各1枚	

写真管理基準(案) 出来形管理写真撮影箇所一覧表

現 行				一 部 改 正				備 考
1 共通	3 一般施工	7 一般舗装工	薄層カラー舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	数均し厚さ 転圧状況 整正状況 幅 ただし、「TTSを用いた出来形管理要領(舗装工事編)」による場合は各層毎1工事に1回(整正後)	各層毎400mに1回 〔施工中〕 各層毎400mに1回 〔整正後〕 各層毎80mに1回(整正後)	代表箇所 各1枚		写真管理基準 (案)〔国土交通省〕改定による
			薄層カラー舗装工 (基層工)	整正状況 タックコート プライムコート 厚さ 幅 ただし、「TTSを用いた出来形管理要領(舗装工事編)」による場合は各層毎1工事に1回(整正後)	400mに1回 〔整正後〕 各層毎に1回 〔散布時〕 1,000mに1回 〔整正後〕 各層毎80mに1回(整正後)	代表箇所 各1枚		
			14 ブロック舗装工 (下層路盤工)	数均し厚さ 転圧状況 整正状況 厚さ 幅 ただし、「TTSを用いた出来形管理要領(舗装工事編)」による場合は各層毎1工事に1回(整正後)	各層毎400mに1回 〔施工中〕 各層毎400mに1回 〔整正後〕 各層毎200mに1回 〔整正後〕 各層毎80mに1回(整正後)	代表箇所 各1枚		
			ブロック舗装工 (上層路盤工 (粒度調整路盤工))	数均し厚さ 転圧状況 整正状況 厚さ 幅 ただし、「TTSを用いた出来形管理要領(舗装工事編)」による場合は各層毎1工事に1回(整正後)	各層毎400mに1回 〔施工中〕 各層毎400mに1回 〔整正後〕 各層毎200mに1回 〔整正後〕 各層毎80mに1回(整正後)	代表箇所 各1枚		
			ブロック舗装工 (上層路盤工 (セメント(石灰)安定処理工))	数均し厚さ 転圧状況 整正状況 厚さ 幅 ただし、「TTSを用いた出来形管理要領(舗装工事編)」による場合は各層毎1工事に1回(整正後)	各層毎400mに1回 〔施工中〕 各層毎400mに1回 〔整正後〕 各層毎200mに1回 〔整正後〕 ※コアを採取した場合は写真不要 各層毎80mに1回(整正後)	代表箇所 各1枚		
			ブロック舗装工 (加熱アスファルト上安定処理工)	数均し厚さ 転圧状況 整正状況 幅 ただし、「TTSを用いた出来形管理要領(舗装工事編)」による場合は各層毎1工事に1回(整正後)	各層毎400mに1回 〔施工中〕 各層毎400mに1回 〔整正後〕 各層毎80mに1回(整正後)	代表箇所 各1枚		
			ブロック舗装工 (基層工)	整正状況 タックコート プライムコート 幅 厚さ(基準高)	400mに1回 〔整正後〕 各層毎に1回 〔散布時〕 1施工箇所1回〔施工後〕	代表箇所 各1枚		
			15 路面切削工	幅 厚さ(基準高)	1施工箇所1回〔施工後〕	代表箇所 各1枚		
			16 舗装打換え工	幅 延長 厚さ	1施工箇所1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚		
			17 オーバーレイ工	平坦性 タックコート 整正状況	1施工箇所1回 〔施工後〕 各層毎に1回 〔散布時〕 400mに1回 〔整正後〕	代表箇所 各1枚		
1 共通	3 一般施工	7 一般舗装工	薄層カラー舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	数均し厚さ 転圧状況 整正状況 幅 ただし、「TTSを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」による場合は各層毎1工事に1回(整正後)	各層毎400mに1回 〔施工中〕 各層毎400mに1回 〔整正後〕 各層毎80mに1回(整正後)	代表箇所 各1枚		
			薄層カラー舗装工 (基層工)	整正状況 タックコート プライムコート 厚さ 幅 ただし、「TTSを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」による場合は各層毎1工事に1回(整正後)	400mに1回 〔整正後〕 各層毎に1回 〔散布時〕 1,000mに1回 〔整正後〕 各層毎80mに1回(整正後)	代表箇所 各1枚		
			14 ブロック舗装工 (下層路盤工)	数均し厚さ 転圧状況 整正状況 厚さ 幅 ただし、「TTSを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」による場合は各層毎1工事に1回(整正後)	各層毎400mに1回 〔施工中〕 各層毎400mに1回 〔整正後〕 各層毎200mに1回 〔整正後〕 各層毎80mに1回(整正後)	代表箇所 各1枚		
			ブロック舗装工 (上層路盤工 (粒度調整路盤工))	数均し厚さ 転圧状況 整正状況 厚さ 幅 ただし、「TTSを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」による場合は各層毎1工事に1回(整正後)	各層毎400mに1回 〔施工中〕 各層毎400mに1回 〔整正後〕 各層毎200mに1回 〔整正後〕 各層毎80mに1回(整正後)	代表箇所 各1枚		
			ブロック舗装工 (上層路盤工 (セメント(石灰)安定処理工))	数均し厚さ 転圧状況 整正状況 厚さ 幅 ※コアを採取した場合は写真不要 ただし、「TTSを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」による場合は各層毎1工事に1回(整正後)	各層毎400mに1回 〔施工中〕 各層毎400mに1回 〔整正後〕 各層毎200mに1回 〔整正後〕 各層毎80mに1回(整正後)	代表箇所 各1枚		
			ブロック舗装工 (加熱アスファルト上安定処理工)	数均し厚さ 転圧状況 整正状況 幅 ただし、「TTSを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」による場合は各層毎1工事に1回(整正後)	各層毎400mに1回 〔施工中〕 各層毎400mに1回 〔整正後〕 各層毎80mに1回(整正後)	代表箇所 各1枚		
			ブロック舗装工 (基層工)	整正状況 タックコート プライムコート 幅 厚さ(基準高)	400mに1回 〔整正後〕 各層毎に1回 〔散布時〕 1施工箇所1回〔施工後〕	代表箇所 各1枚		
			15 路面切削工	幅 厚さ(基準高)	1施工箇所1回〔施工後〕	代表箇所 各1枚		
			16 舗装打換え工	幅 延長 厚さ	1施工箇所1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚		
			17 オーバーレイ工	平坦性 タックコート 整正状況	1施工箇所1回 〔施工後〕 各層毎に1回 〔散布時〕 400mに1回 〔整正後〕	代表箇所 各1枚		

写真管理基準(案) 出来形管理写真撮影箇所一覧表

現 行						一 部 改 正						備 考					
1 共通	3 一般施工	16 擁壁工 (共通)	1 場所打擁壁工	裏込厚さ	120m又は1施工箇所1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚		1 共通	3 一般施工	16 擁壁工 (共通)	1 場所打擁壁工	裏込厚さ	120m又は1施工箇所1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	写真管理基準 (案)〔国土 交通省〕改定 による		
				厚さ	200m又は1施工箇所1回 〔型枠取外し後〕							厚さ	200m又は1施工箇所1回 〔型枠取外し後〕				
				幅								幅					
				高さ								高さ					
			2 プレキャスト擁壁工	掘付状況	200m又は1施工箇所1回 〔埋戻し前〕	代表箇所 各1枚					2 プレキャスト擁壁工	掘付状況	200m又は1施工箇所1回 〔埋戻し前〕	代表箇所 各1枚			
			3 補強土壁工 (補強土(テールアルメ)壁工法) (多数アンカー式補強土工法) (ジオテキスタイルを用いた補強土工法)	高さ	120m又は1施工箇所1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚					3 補強土壁工 (補強土(テールアルメ)壁工法) (多数アンカー式補強土工法) (ジオテキスタイルを用いた補強土工法)	高さ	120m又は1施工箇所1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚			
			4 井桁ブロック工	裏込厚さ	120m又は1施工箇所1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚					4 井桁ブロック工	裏込厚さ	120m又は1施工箇所1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚			
				法長	200m又は1施工箇所1回 〔施工中〕							法長	200m又は1施工箇所1回 〔施工中〕				
				厚さ								厚さ					
		17 浚渫工 (共通)	3 浚渫船運転工 (ポンプ浚渫船) (クランプ船) (バックホウ浚渫船)	運転状況	1施工箇所1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚					17 浚渫工 (共通)	3 浚渫船運転工 (ポンプ浚渫船) (クランプ船) (バックホウ浚渫船)	運転状況	1施工箇所1回 〔施工後〕		代表箇所 各1枚	
		19 床版工	2 床版・横組工	厚さ	1スパンに1回 〔打設前後〕	代表箇所 各1枚					19 床版工	2 床版・横組工	厚さ	1スパンに1回 〔打設前後〕		代表箇所 各1枚	
				幅									幅				
				鉄筋の有効高さ									鉄筋の有効高さ				
				鉄筋のかぶり									鉄筋のかぶり				
				鉄筋間隔									鉄筋間隔				
	4 土工	3 河川・海岸・砂防土工等	2 掘削工	土質等の判別	地質が変わる毎に1回 〔掘削中〕	代表箇所 各1枚					4 土工	3 河川・海岸・砂防土工等	2 掘削工	土質等の判別		地質が変わる毎に1回 〔掘削中〕	代表箇所 各1枚
				法長	200m又は1施工箇所1回 〔掘削後〕								法長	200m又は1施工箇所1回 〔掘削後〕			
				※右のいずれかで撮影する。	「TSを用いた出来形管理要領(土工編)」、「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(土工編)」、「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領(土工編)」、「レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)」、「無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)」による場合は1工事に1回 〔掘削後〕	・出来ばえの撮影 ・TS等の設置状況と出来形計測対象点上のプリズムの設置状況(プリズムが必要な場合のみ)がわかるように撮影							「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」による場合は1工事に1回 〔掘削後〕	・出来ばえの撮影 ・TS等の設置状況と出来形計測対象点上のプリズムの設置状況(プリズムが必要な場合のみ)がわかるように撮影			
					「空中写真測量(無人航空機)を用いた出来形管理要領(土工編)」に基づき写真測量に用いた全ての画像を納品する場合には、写真管理に代えることができる。								「空中写真測量(無人航空機)を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」に基づき写真測量に用いた全ての画像を納品する場合には、写真管理に代えることができる。				
			3 盛土工	巻出し厚	200mに1回 〔巻出し時〕	代表箇所 各1枚					3 盛土工	巻出し厚	200mに1回 〔巻出し時〕	代表箇所 各1枚			
					「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」における「締固め層厚分布図」を提出する場合は写真不要								「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」における「締固め層厚分布図」を提出する場合は写真不要				
				締固め状況	転圧機械又は地質が変わる毎に1回 〔締固め時〕							締固め状況	転圧機械又は地質が変わる毎に1回 〔締固め時〕				
				法長	200m又は1施工箇所1回 〔施工後〕							法長	200m又は1施工箇所1回 〔施工後〕				
				幅								幅					
				※右のいずれかで撮影する。	「TSを用いた出来形管理要領(土工編)」、「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(土工編)」、「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領(土工編)」、「レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)」、「無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)」による場合は1工事に1回 〔掘削後〕	・出来ばえの撮影 ・TS等の設置状況と出来形計測対象点上のプリズムの設置状況(プリズムが必要な場合のみ)がわかるように撮影							「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」による場合は1工事に1回 〔掘削後〕	・出来ばえの撮影 ・TS等の設置状況と出来形計測対象点上のプリズムの設置状況(プリズムが必要な場合のみ)がわかるように撮影			
					「空中写真測量(無人航空機)を用いた出来形管理要領(土工編)」に基づき写真測量に用いた全ての画像を納品する場合には、写真管理に代えることができる。								「空中写真測量(無人航空機)を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」に基づき写真測量に用いた全ての画像を納品する場合には、写真管理に代えることができる。				

様式一覧

現 行				一 部 改 正				備 考
491				491				
様式番号	書式(事項)名	ページ	備 考	様式番号	書式(事項)名	ページ	備 考	
様式・出来形18-1	土砂掘削出来形管理表	79	出来形管理基準及び規格値第13編	様式・出来形18-1	土砂掘削出来形管理表	79	出来形管理基準及び規格値第13編	
様式・出来形20-1(1)	路盤出来形管理表	80	〃	様式・出来形20-1(1)	路盤出来形管理表	80	〃	
様式・出来形20-1(2)	路盤出来形管理図	81	〃	様式・出来形20-1(2)	路盤出来形管理図	81	〃	
様式・出来形20-2(1)	舗装出来形管理表	82	〃	様式・出来形20-2(1)	舗装出来形管理表	82	〃	
様式・出来形20-2(2)	舗装出来形管理図	83	〃	様式・出来形20-2(2)	舗装出来形管理図	83	〃	
様式・出来形23-1	単体魚礁製作出来形管理図	84	〃	様式・出来形23-1	単体魚礁製作出来形管理図	84	〃	
様式・出来形23-2	組立魚礁組立出来形管理図	85	〃	様式・出来形23-2	組立魚礁組立出来形管理図	85	〃	
様式・出来形23-3(1)	魚礁沈設出来形管理表(1)	86	〃	様式・出来形23-3(1)	魚礁沈設出来形管理表(1)	86	〃	
様式・出来形23-3(2)	魚礁沈設出来形管理表(2)	87	〃	様式・出来形23-3(2)	魚礁沈設出来形管理表(2)	87	〃	
様式・出来形23-3(3)	魚礁沈設出来形管理表(3)	88	〃	様式・出来形23-3(3)	魚礁沈設出来形管理表(3)	88	〃	
様式・出来形23-3(4)	魚礁沈設出来形管理表(4)	89	〃	様式・出来形23-3(4)	魚礁沈設出来形管理表(4)	89	〃	
様式・出来形23-3(5)	魚礁沈設出来形管理表(5)	90	〃	様式・出来形23-3(5)	魚礁沈設出来形管理表(5)	90	〃	
様式・出来形24-4	石材投入出来形管理表	91	〃	様式・出来形24-4	石材投入出来形管理表	91	〃	
様式・出来形27-1(1)	すみ内溶接出来形管理表	92	〃	様式・出来形27-1(1)	すみ内溶接出来形管理表	92	〃	
様式・出来形27-1(2)	突合わせ溶接出来形管理表	93	〃	様式・出来形27-1(2)	突合わせ溶接出来形管理表	93	〃	
様式・出来形27-1(3)	鉄筋フレア溶接出来形管理表	94	〃	様式・出来形27-1(3)	鉄筋フレア溶接出来形管理表	94	〃	
目次-3				目次-3				
				<p><u>様式について</u></p> <p>(1) 共通仕様書第1編により定められた様式(第1号様式～第14号様式)の内、第11号様式「<u>工事履行状況報告書</u>」、第14号様式「<u>電子媒体等納品書</u>」を除く様式は、国土交通省の様式を準用してもよい。</p> <p>(2) 建設工事施工管理基準(案)による様式1-1～様式51-2については、国土交通省の様式を準用してもよい。</p>				